

第百六十二回国
参議院財政金融委員会會議録第十五号

平成十七年六月十六日(木曜日)
午前九時一分開会

委員の異動

六月十日
松岡 徹君
補欠選任
峰崎 直樹君

六月十三日
富岡由紀夫君
補欠選任
江田 五月君

六月十四日
江田 五月君
補欠選任
富岡由紀夫君

六月十五日
江田 五月君
補欠選任
富岡由紀夫君

六月十六日
廣野ただし君
補欠選任
松岡 徹君

六月十六日
大塚 耕平君
補欠選任
島田智哉子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員

愛知 治郎君
中島 啓雄君
山下 英利君
平野 達男君
若林 秀樹君
片山虎之助君
金田 勝年君
田村耕太郎君
段本 幸男君
野上浩太郎君
舩添 要一君

浅尾慶一郎君
若林 秀樹君
片山虎之助君
金田 勝年君
田村耕太郎君
段本 幸男君
野上浩太郎君
舩添 要一君

衆議院議員

修正案提出者
修正案提出者
修正案提出者
修正案提出者

江崎洋一郎君
早川 忠孝君
吉野 正芳君
原口 一博君
谷口 隆義君

谷垣 禎一君
伊藤 達也君
七条 明君
滝 実君
上田 勇君

西銘順志郎君
藤澤 進君

内閣府副大臣
財務副大臣
財務副大臣
財務副大臣

大臣政務官
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官
内閣府大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員
政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

参考人

金融庁総務企画局長
増井喜一郎君
文部科学大臣官房審議官
山中 伸一君
中小企業庁次長
西村 雅夫君

株式会社東京証券取引所代表取締役社長
鶴島 琢夫君

本日開会に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
参考人の出席要求に関する件

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、松岡徹君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君が選任されました。

また、昨十五日、廣野ただし君が委員を辞任され、その補欠として松岡徹君が選任されました。

○委員長(浅尾慶一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

証券取引法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浅尾慶一郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

証券取引法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

する件についてお諮りいたします。

証券取引法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浅尾慶一郎君) 証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村耕太郎君 ありがとうございます。

冒頭、遅参申し上げまして、本当にお待たせして失礼しました。済みませんでした。

今日は、質問というよりも、更に証券市場に信頼性と透明性を取り戻していただくために幾つか提言を申し上げたいと思います。

大臣も先生方も御案内のとおり、いい数字が幾ら出ても、個別の企業でも全体の経済でもそうですけれども、なかなか株価が浮揚しない。やはり、一つは、その信頼性と透明性に東京証券取引所を始め日本の証券市場はあると思うんですね。郵政の民営化をしようとして、貯蓄から投資へという動きもあるようですが、やっぱり証券市場の信頼回復がまず行われないと資金の効率的な移動というのもし起きないと思いますので、何より先もこれを僕はやるべきだと思いますので、そういう意気込みで提言させていただきます。

まず、修正の部分なんですけれども、修正案提出者の江崎先生にお話をお伺いしたいんですね。

やはり法律は実効性のあるものを作るべきだと思います。私も、大変有用な、有意義な修正だと思っております。その便益がどのくらいあるかというのをまず聞きまして、その後、更なる提言を積み重ねていきたいんですが。

これ大変失礼な、何というんでしょう、アサンブションといいますが、仮定になってしまいかもしれないんですけども、こういうふうな刑罰に近いような法律を作るときは、法律を破るインセンティブを持つ者に対して、そのインセンティブを変える又は抑えるような実効性のある法律作りが、規定作りが必要だと思っております。

この課徴金というもののんですが、仮に我々が虚偽記載の継続開示をしようとするインセンティブを持つ者だとして、修正案を提出された先生から考えて、この課徴金、修正案、どれぐらい怖いものだと思いますか、どれぐらいやっちゃいけないという気になるものだと思いますか。その辺り、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) お答え申し上げます。

やはり、このディスクロージャーの、継続開示義務違反、これは証券市場に対するある種投資家を欺くという意味では挑戦的な行為であるわけでございます。継続開示義務違反につきましては、謙抑的にしか運用できない従来の刑事罰に加えて、新たに行政上の措置による違反行為の抑止のための手段として課徴金制度を設けていくということでございます。この結果として、やはり単に課徴金の罰というところで三百万円又は時価総額の〇・〇〇三％という水準の課徴金を受けるというだけではなくて、結果として、企業における社会的な評価が下がる、また株価への影響というものも十分考えられるわけでございます。そういった意味において、違反行為が抑止されて、規制の実効性が担保されるというふうに確信しております次第でございます。

○田村耕太郎君 ありがとうございます。今、私も地元に戻って、例えば家計の財布を握

られる主婦の方々、そういう方々にお伺いする場合、そういう、財産をどのように運用されているかと、証券取引なんか考えられますかと言ったら、やっぱり西武や小田急や、あるいはカネボウの事例があったんでしょ、ダイエーも含めて、やっぱりちよつとギャンブルみたいな気がすると言われる方多いんですね。保守的な地盤だからかもしれない。

一方、じゃ、どういうふうな運用されていますかと聞きますと、インドとか中国とかトルコとか、インド・オープンとかチャイナ・オープンとか買われているんですね。え、東京証券取引所よりインドやトルコや中国の株買うことの方が安全なんですとか聞きましたら、そんな気がするとおっしゃるんですね。非常に何か残念な気持ちを持ってしまったんですね。やっぱり、厳しく、虚偽記載を継続して行う者、最初から行う者に対して刑罰を設けるべきだと思うんですね。

これからの提言といえますのは、証券取引法の刑事罰のやっぱり強化、これが必要だと思う、そういう思いからさせていただきます。

僕は、まず実効性のある規定を作るときに、例えば、どういようなインセンティブ、モチベーションでこういう隠ぺい工作が行われているかを見ますと、やっぱり日本の上場している大企業の権力構造というのをしっかり見るべきだと。もう見ていらつしやると思えますけれども、更に見るべきだと思うんですね。

例えば、今のその規定というのは、じゃ、まず最初に時効の話からいきたいと思います。

証券取引法の刑事罰の時効というのは大体七年ですね、今、しかし、七年というのは僕は短過ぎると思うんです。七年だと今の政権によってもみ消せるわけですね。例えば、今の上場企業、一般的な話をしてみますと、大体社長で五年、会長で七年、その後、最高顧問とかなんとかいいまして七年、二十年ぐらい君臨するわけですね。二十年あれば七年というのは簡単にのみ消せるわけですね。トップの指示でこういうことをやると思っていますの

でね。

刑法上の最長の時効までの期間というのは二十五年です。私は七年から二十五年に時効までの期間というのは証券法の刑罰は延ばすべきだと思います。そうすると、私はこれかなりびたつと止まると思うんですね。ああいうエリートだと自分が思っている方々というのは実刑判決が一番怖いわけですね。しかし、七年だったら、時効が七年だったらのみ消せるわけですね。時効が二十五年だったらかなり怖がると思います。二十五年はのみ消せません。

なぜかといいますと、二十年あれば、やっぱり一つはそんなことをしている会社は破綻するかもしれない。もう一つは政権交代が起きるかもしれない。破綻か政権交代以外、やはり虚偽記載、隠ぺい工作を続けることはできないと思うんですね。逆に言うと、破綻かやはり政権交代、二十年、二十五年あれば必ず起きると思うんですね。この場合、かなりインパクト、効き目があると思うんですけれども。

大臣、これ、証券取引法の刑罰の時効までの期間、七年から二十五年まで、これ考えていただけませんか。

○国務大臣(伊藤達也君) お答えをいたします。委員から証券市場の信頼性を確保していくために透明性そして公正性がとても重要であると御指摘をいただきました。私も全く同じ思いでございます。そのために、それを確保していくためのその実効性について十分留意をしなければいけないというふうに思っております。

今委員からは、経営者の在任期間ということ踏まえて、時効までの期限の長期化について御提言をいただいたところでございますけれども、現行の証券取引法上は、虚偽記載のある有価証券報告書の提出にかかわる罰則は五年以下の懲役若しくは五百万以下の罰金又は併科とされ、この罰則の水準に対応する時効の期限は五年とされているところでございます。

法務省の所管であります、現行の刑事訴訟法

において時効の期限は罰則の水準に応じて定められており、証券取引法違反にかかわる罰則の時効については、現行の刑事訴訟法の体系上、慎重に検討すべき問題であると考えているところでございます。

○田村耕太郎君 僕はいろんなところで上場企業の経営者の方に会って、この実効性を一応チェックしてきたんですけど、かなりあるという声が大きかったです。自信がある経営者はびっくりだったと思うんですけども、是非御一考をお願いしたいと思います。

もう一つ、私、監査法人の五年間における定期的な交代制というのを訴えたいと思います。といいますのは、やはり今監査人の交代をやっていますけど、監査法人と監査をやってもらっている上場会社というのはやっぱり内輪の関係になりやすいわけです。日本の企業、日本人というのはほかの国の人と比べてやっぱりいい人が多いですから、どうしても内輪に甘くなってしまいうわけですね。ところが、五年で交代する、五年で監査法人も交代するということになりまして、三、四、五年目から気合が入ってくると思うんですよ、ライバル会社が入ってくるんだと。入っていくライバル会社、ライバル監査法人からしたら、前の監査法人の穴を見つけてやろうというインセンティブ働くわけですから、かなり厳しめに見ると思うんです。

内輪ではなくて、ライバルの会社に五年交代で監査させる。それは今やっている会社にとってもこれから入ってくる監査法人にとってもかなり真実の追求のインセンティブも高くなりますし、その結果として上場会社の透明性、真実性も高くなってくると思うんです。監査人だけではなくて、監査法人の五年間の交代制、これも是非やっていただきたいと思えます。証券取引法に書いていたいただきたいと思うんですけど、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(伊藤達也君) 監査法人の交代制の導

入について御指摘をいただいたところでございます。

監査に対する信頼性というものを向上させていくために改正公認会計士法を成立をさせていたが、昨年の四月から施行がされているわけであり、また、監査法人の社員を含め監査業務を執行する公認会計士について交代制を導入し、継続監査期間が七年を超える場合に公認会計士の交代が義務付けられているわけであり、また、これに對しまして、監査法人自身の交代制を導入されておられますが、監査法人の交代制を導入した場合には大規模な組織的監査体制を一から構築しなければならぬなど、かえって監査水準を低下させかねない等の指摘もあることから、その有効性についてはなお慎重に検討していく必要があると考えております。

○田村耕太郎君 最初の提言と二番目の提言併せれば僕はその有効性は担保できると思うんです。といいますのは、刑事罰を重くするわけですね、最初の提言で。刑事罰を重くすれば監査もしっかりとやらなきゃいけないわけですね。

監査業界が、会計士業界がこれ猛反発すると思うんです。会計士業界、今、日本の監査報酬というのはアメリカから比べたら丸が一つ少ないわけですね。一けた違うわけですね。しかし、そういう証券取引法の開示に関する刑事罰を重くすることによって上場会社も監査法人に払うお金がしつかり多くなると思っています。また、投資家から見ても、利益処分、その後から監査費用を引いてもらっても自分たちのメリットになるわけですから、それも納得のいく利益処分の方法になると思うんです。つまり、監査法人も一件当たりの報酬のアップが期待できるわけです。目の前では五年交代ですから収益チャンスが減るようには見えませんが、一件当たりのやっぱ監査報酬というのはアップする可能性が高いわけですね。ですから、併せてこれは検討いただきたいと思えます。

三つ目なんですけど、我々政治家といいますのは選挙に關しまして公職選挙法というのがありま

して、今連座制の適用が大きくなっています。我々が知らないところで、もう極言してしまえば、何かあっても我々の責任が、地位が問われるというように厳しいものになっています。

一方、東京証券取引所は自主規制機能を持ったまま上場しようという強い意図を、金融庁さんの意図にある意味逆らってやられようとしています。もうここまで来たら、僕はある意味連座制の適用というのが必要だと思えます。連座制といえますのは、上場会社、そして監査法人、証券取引所、もし虚偽記載が明るみに出て投資家に何らかの損失を被った場合、上場企業、監査法人、証券取引所は連座して責任を負う、連座制ですね、ある意味証券取引所に瑕疵担保責任を負わせるわけですね。変なものを買った自分たちも責任を取らなきゃいけないよと、こういう連座制、我々ももう厳しい連座制の中で選挙を勝ち抜いて出てきているわけですから、やっぱある意味政治と同じぐらい証券取引所の信頼、信用や透明性というのは大事なわけですね。やはり証券取引法の中で連座制、上場会社、監査法人、証券取引所、何かあった場合は連座制を適用して責任を問いますよ、こういう仕組みが必要だと思えます。大臣、いかがですか。

○国務大臣(伊藤達也君) 連座制について、今その導入をすべきではないかと御質問いただいたわけであり、まず、ディスクロージャーに対する信頼性は、開示企業に加えて監査人、そして証券取引所等、関係者の不断の取組によって確保されるものでありますので、これらの関係者において継続的に努力をしていただくことが大変重要なことだと思っております。

これらの関係者のうち、まず開示企業につきましては、重要な事項につき虚偽記載のある開示書類を提出した場合、証券法上刑事罰が科されていることになっております。また、監査人につきましては、虚偽等のある財務書類を故意又は過失により虚偽等のないものとして証明した場合には、公認会計士法に基づく懲戒処分や証券法上の虚偽

記載罪の共同正犯又は幫助犯としての罰則が適用されることになっております。さらに、証券取引所につきましても、上場有価証券の発行者が法令や証券取引所規則に違反したにもかかわらず権能を行使しないなどの状況が認められた場合には行政処分を行うことができることとなっております。

このように、開示企業、監査人及び証券取引所においてはそれぞれの役割等に照らした合理的な判断の下に各々の責任の在り方が定められているところであり、連座制の導入といったことについては十分慎重な検討が必要であると認識をいたしているところであります。

○委員長(浅尾慶一郎君) 田村耕太郎君、時間が参っていますので、簡潔にお願いします。

○田村耕太郎君 本日に今日は遅れて済みませんでした。信用等、透明性の回復のため、もう証券取引所はあいつ姿勢ですから、やっぱ証券取引法の方でしっかりと対応していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。今日はいろいろの方々に来ていただいておりますので、今入替えが、動いているようです。

鶴島社長にも本日にありがとうございます。実は質問通告が昨日で、そして今日ということは、本来本日に私失礼なことだと思いますが、是非これは委員長に後で理事会等で諮っていただきたいんですが、例えば証券取引法という法律を審議する場合は、これは、東京証券取引所というのは正にその法律に基づいて実際に運営されているわけであり、これはやはり我々よく日本銀行をお呼びするのと同じような扱いをしていただければというふうに思っておりますので、是非、そういった場合、今日は鶴島社長にもおいでいただいておりますけれども、また今日はお仕事がある中で来ていただいたということなんで本

当に感謝しておりますが、是非そういう扱いをし

ていただければ。もちろん、大阪証券取引所とか私の住んでいる札幌証券取引所などという証券取引所はたくさんあるわけであり、日本を代表する証券取引所としての東京証券取引所の方々に是非そのことをお願いしていただきたいなと思っておりますので、まずその点、お願いしたいと思います。

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまの峰崎直樹君の御提案につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○峰崎直樹君 それでは、私、修正案提案者の今日は原口さんにおいでいただいております。本日にこの年度の証券取引法をよくここまで修正を勝ち取っていただいたなと思っております。本日から、最初に質問させていただくわけであり、この修正案は、本日に、二年間という附則について検討規定を盛り込んでいくわけであり、また、そういう意味でいうと、この課徴金というものが、課徴金という言葉を思い出すとすぐ独占禁止法との関係の思い出すんですけど、そういう点について原口修正案提案者の方でこれをどのように我々として受け止めたらいのかといった点についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(原口一博君) おはようございます。峰崎委員におかれましては、日本の会社法制あるいは証券法制、その先頭に立っていただいて、公正、透明性を確保する、その旗手であられますことをまず冒頭お礼を申し上げたいと思えます。本議院修正案は、やはり今ルールにおける競争が世界の競争の本質だと思っております。証券市場の信頼確保のために、継続開示義務違反、これは正にこういう違反行為を抑制するために当面の措置として定めたものでございまして、より抜本的な改正については今後検討されるべきであると。これは与野党の協議の中でもそういうことが出ま

た。
また、先ほどお触れになりました独禁法改正案では、同時に、施行後二年後、課徴金に係る制度の在り方について検討を加えることとされておられ、証取法上の課徴金制度についてもこれに合わせた検討が必要であると思われるので、こういう二年をめどとした検討規定を盛り込んでおるわけでございます。

元々、証券市場がない時代の会社法制と現在のよう証券市場と一体の本格的な公開株式の時代、一体私たちの法制はどうあるべきかというところが議論の本質になるんだというふうに思います。健全な証券市場を担う株式会社のガバナンスと健全な証券市場によって支えられる経営者の判断、このことが何よりも大事であって、私どもは独禁法の改正案においても、今までの課徴金制度というものを、不当利得の寡奪といったところに置きかかれているために、マーケットアビュース、市場そのものを破壊してしまうような不透明な行為、あるいは違法な行為、これをしてもらい得になつてしまふ、こんなことでは我が国の経済発展の基礎は築けないんじゃないか、根本的な改正が必要なんではないか、こういう観点から提案をした次第でございます。

独禁法と、それから課徴金制度と、私たちは、独禁法の中では民主党は行政制裁金という新たなコンセプトを出して、今までの不当利得の寡奪といったところに力が入っていたものを根本から変えていこうということを提案させていただいておるといふことを申し添えて、答弁にしたいと思っております。

○峰崎直樹君 今法務委員会の方に会社法が、正に歴史的な改正が行われているわけですが、これも、原口委員の方で、これはやはり我々とした場合、会社法について、今いろんな会社が類型化されていると思うんですが、特に我々、今証券市場を正に使わなきゃいけないと、こういうふうにおっしゃっていましたけれども、そういう意味では公開株式会社というものをやはりきちんと取り

上げて、むしろ公開株式会社というふうなもの、これは証券取引法、あるいは上場の基準だとか、全部に絡んでくるんですけれども、そういうことを作った方がやはりいいんじゃないかと、こういう意見があるんですが、この点について原口修正案提案者の意見をお聞きしたいと思っております。

○衆議院議員(原口一博君) お答えさせていただきます。
今お話が、委員ありましたとおり、会社法、証券取引法、それから取引所規則は全体としていわゆる会社法制を構成するものでございますが、今国会では、それぞれ多くの、敵対的買収、それに対する防衛措置も含めて多くの議論がなされたところでございます。特に、公開株式会社に関する法制については、公開株式会社法として、今委員お話がございましたように、再構成することも検討すべきだというふうに考えています。

と申しますのも、会社法についていえば、企業連結法制、これは政府の方も一定の理解を示されていますが、その企業連結法制そのものが欠如しているという致命的な欠陥がございます。このことも詰めなければいけない。また、証券取引法と証券取引所規則については、公開買付け、TOB制度の親子上場、親子の間で上場していれば利益相反の関係もある、親会社の株主が子会社の株主に對してどれほどの責任を問えるかという問題もこの国会で議論をされたところでございます。また、先ほど御議論のございました東証の自主規制の機能の在り方など、議論すべき問題が数多くあります。

どこからどこまでが会社法で、どこからどこまでが証券取引法なのか、あるいは取引所の規則でそれをカバーすべきか、その整理がまず必要で、今委員お話がありましたように、公開株式会社法として再度編成することがルールの透明性、市場の信頼性確保のために重要であるというふうに考えております。

○峰崎直樹君 今のお答えで大体私の言いたいこ

とを全部言っていたような気がいたしております。本当にありがとうございます。

そこで、今日は証券取引法の一部改正する法律案の中身に入っていきたいわけでありまして、今お話ありましたこの発端といえますか、改正の大きな原因になったのは、昨年のたしか十月から十一月のコードと西武の関係で上場の問題から端を発したように思っております。今回の改正によつて、正に子会社が上場して、そして親会社が非上場である、これはコードと西武の関係になったわけでありまして、そうすると、この関係、親子上場の問題は後でまた問題点申し上げたいと思いますが、今回の改正によつて、これ金融庁にお尋ねしますが、そうすると、子会社が上場されていて親会社が非上場の会社、これ調査室で一覧表を作つてくださっているんですが、この会社はもう原則として必ず、親会社で非上場の会社はこれは公開の対象になる、こういうふう理解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(伊藤達也君) お答えさせていただきます。
今回の改正案は、上場会社のガバナンスの状況等を把握するために、その親会社に当該親会社自身の情報開示を義務付けるものであり、開示を求める親会社は当該上場会社を支配している会社として親会社に開示義務を課すものであることから、親会社に該当するか否かを判定するための基準は客観的に確定できるものであることが必要であるというふうに考えております。

このため、具体的な親会社の範囲は、株式所有を通じて直接、間接に上場会社の議決権の過半数を所有している会社としており、既に有価証券報告書等を提出して開示している会社を除いて、これに該当するすべての会社に当該会社自身の情報開示を義務付けることとしたところでございます。

具体的なお親会社の範囲といたしまして、株式所有を通じて直接、間接に上場会社の議決権の過半数を所有している会社であつて、既に有価証券報告書等を提出している、提出して開示している会社を除くと、そういう定義になっております。

したが、今具体的な社名が出ておりましたが、そういった条件に当てはまるか、すなわち、議決権の過半数を所有している会社、直接、間接にその上場会社の議決権の過半数を所有している会社であるかどうか、そういったことで判断が分かれるということになると思ひます。

○峰崎直樹君 そうすると、ここに調査室が作つてくださった、この日本テレビ放送網と読売新聞本社は、後ろの上場会社との関係で関係会社と書いてある、関係会社と。それからテレビ東京も、それからテレビ朝日も、親会社である朝日新聞、日本経済新聞社の関係は関係会社なんといつてい

テレビ放送網、日本テレビです。これも去年問題になつたんです。その親会社は株式会社読売新聞グループ本社。新聞でいいますと、株式会社テレビ朝日、朝日新聞社、それからテレビ東京株式会社、これも非上場の会社で日本経済新聞社、この三つの会社のうち、朝日新聞はもう開示されているかもしれませんが、読売新聞というのは開示されていませんよね。これは、今後、このいわゆる改正によつて、産経新聞ももちろん関係してくるんだらうと思いますが、この日本テレビ放送網が上場会社だとすれば、その親会社、これは、親会社である株式会社読売新聞グループ本社は、これは株式のいわゆるオープンな、公開をされるのかどうか、この点、まずお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。
今回の改正案でございますけれども、上場会社のガバナンスの状況などを把握するためにその親会社に当該親会社自身の情報開示を義務付けるものでございます。開示を求める親会社は当該上場会社を支配している会社ということになるわけでございます。

るんですが、そうすると、これは、親会社でなければもう非公開なままでいいんだと、こういうことなんですか。具体的にちよつと、もうこれ、前にもちよつと金融庁にはいろいろなお尋ねしているから分かっているはずですか。どうですか。

そうすると、今あった日本テレビと読売新聞とか、あるいはテレビ東京と日本経済新聞社とか、そういう関係については、これは、今の段階でこれは親会社ではないと、こういうふうな金融庁としては見えているわけですか。

みになっているというふうに理解をしております。○峰崎直樹君 この点ちよつと、これ以上またあれなんです、内閣府令などこういう事例はあるというふうなちよつと、今、私、資料を持ってきたと思つて、ちよつとその資料をなくしているんで、それでどうという内閣府令だったか分かりません。

たものについてはいい。五百以上になればあるということだと思いますが、そういうことだと思ひます。

先ほど私が申し上げました定義からいつて親会社でなければ開示をしないということで、今回の開示を義務付けない、義務付ける対象になつていないということでございます。

今先生の御指摘のとおり、いわゆる財務諸表規則上の親会社の定義と、今回私も法律案で御審議をお願いしております親会社というのは、先ほど申し上げましたように、過半数の、直接、間接に過半数の株式を保有しているというのを親会社としておりますので、その定義が違うということでございます。

例えば、読売新聞とか日本経済新聞とかというのは、あの新聞に関する特別のいわゆる株式発行の特例がございますね。要するに、関係以外のところには出さなくていい、正にこれ戦争中の法令がずっと続いているんだというふうに言われているんですが、そのいわゆる株が、日本経済新聞社のあの内部の紛争の中で分かつてきたことは、持ち株会社というのがある。従業員に持ち株をずっと持たせている。そうすると、この持ち株会社というものは、いわゆる株主の数えとときの単位では、持ち株全体が一になって、それで、例えば二千人なら二千人の従業員全員持っているのにもかかわらず、五百人以上だったでしょうかね、あのとこの基準に見たら、五百人以下の株主であれば非公開のままでいいんだという規定が内閣府令にあったような気がするんです。ちよつとこれ今、私もちよつと資料をどこに持っているか分からないんですが。

これは——待ってください、増井さんの答弁するような、事務方で答弁するようなことじゃないんじゃないですか。要するに、法令上はそうなっているけれども、こういう実は日本の社会に対して大変大きな影響力を持っているこういうグループ会社のいわゆるこの持ち株会社が、その実態について何の情報開示をしないともいえないような状況になつていて、これに対して、政治家であるむしろ金融担当大臣、どのように判断されますか。後ろを見て言うんじゃないで、大臣答えないよ。大臣、どういふふうに考えるかって聞いているんですよ、政治家として。法的な問題とか何とかじゃないんですよ、私が聞いているのは。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○委員(浅尾慶一郎君) 速記止めてください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社でなければ公開する必要がないと、こういうことなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

これは、親会社というのとは過半数を所有していないということなんですか。

○委員長(浅尾慶一郎君) 速記を起していただきます。

○国務大臣(伊藤達也君) 一番重要なことはその親会社に当たるかどうかということでありますので、その親会社の範囲につきまして、その定義につきまして先ほど来答弁をさせていただいているところでございます。

その範囲の具体的な基準については今後政令の中で検討させていただくわけでありまうすけれども、親会社になるということであればこの情報開示の義務付けが行われるということでございます。

○峰崎直樹君 そういうことを、私が言っているのは、そういう法的なことを聞いているんじゃないんですよ。そういう大変重大な、ある意味ではこの日本の社会の中で、これは関係会社というふう

に今のところなっているんだと思うんですけども、しかし、実際上はだれが見てもそれは、この読売新聞ホールディングスが日本テレビやそういうところを支配しているというところは、これはもう周知の事実になっているわけですよ。ただ、法的にはいろいろあるかもしれない。しかし、そのところをよりオープンにしていかなないと、これ介入しろと言っているんじゃないんです、オープンにしよう。情報開示をしたらわかないと、実は本当に今のマスコミの方々の動きというのは我々なかなか分からないわけですよ。これは何も読売新聞だけのことを言っているんじゃないですよ。日本経済新聞だってああいうスキャンダルを起したわけですよ。あるいは、新聞社というのは絶えずそういう問題起きるんですよ。

なぜかと。過少資本で、小さな資本で、要するに外に資本を出さないでいて、そして傘下にどんな支配しているという構造を持っているからですよ。だから、そういうところにメスを入れなきゃいけないんじゃないんですかということ言っているのに、いや、それは法律上、親会社になったらそのことをやりますと言っけれども、親会社にならなくても、実際上、事実上の親会社の

ような形で振る舞っているんじゃないですか。そこを何とかメスを入れませんかということをお願いしているわけですよ。もうそれ以上聞いてもあれ、やめますが。

そこで、ちょっと、原口委員、もう質問はありませんで、もし差し支えなければ聞いておいていただいて結構なんです、時間が忙しいでしょうから、もしあれでしたら結構でございます。委員長、取り計らってください。

○委員長(浅尾慶一郎君) どうぞ。

○峰崎直樹君 それでは、先にまた進めていきますが、そこで、今問題になっているのは子会社の上場なんです。先ほど原口修正案提案者も親子上場の問題を指摘された。私も親子上場問題というのは大問題だと思っています。

そこで、東京証券取引所の方にお聞きしますが、東証における子会社上場に関する規則、考え方というのがございます。これはどんなものになっているのか。また、もし分かれれば、親子ともに上場している企業はどのぐらいあるのか。これ、東京証券取引所の一部、二部で結構でございます。

○参考人(鶴島琢夫君) お答えをいたします。今御指摘のように、親子関係というのは、相当やっぱり上場会社として新たな株主が発生するわけですので、その独立性というのについて可能な限り配慮をしなければならないというふうに基本的に思っております。そして、上場審査の際に、私どもはこの点を確認をする基準といたしまして三つの点を基準として持っております。

第一点は、新規上場申請者、つまり申請をしてくる子会社ですね、この子会社の不利益になる取引行為を親会社が強制をしているようなことがないかどうかという点であります。これは、親会社の意図によりまして子会社の自由な事業活動を阻害するような行為が強制されるということになりますと子会社株主の利益を損なうということになりますという考え方に基づくものであります。

二つ目の基準といたしましては、新規上場申請者と親会社が通常の取引条件、例えば、通常一般に行われている市場の実勢価格と著しく異なるような条件で営業上の取引その他の取引を行っているという点、こういうことを求めております。子会社と親会社との取引条件の決定方法に恣意性が働いた場合には株主の利益が損なわれる可能性がありまうす、また、子会社の意思に反して取引が強制されている場合には独立性が確保されてい

るとは言えないという点に配慮をしたものであります。

三点目は、新規上場申請者が事実上親会社の事業部門としてなっているような状況にないという点。これは、親会社の事業部門となっていない場合には、親会社等の裁量によって、本来子会社株主に還元されるべき利益が不当に侵害されるといったような可能性が高く、独立した投資物件として投資者に提供するには好ましいものではないという考え方に基づくわけでありまうす。

それから、こういうことをどういうことで私どもは調査をしているかと、確認をしているかという二、三、具体的に例を挙げて御説明をしてみたいと思います。

一つは、例えば、過去数年間の親会社との取引の利益率が他の会社との取引の利益率に比べて著しい差異がないかどうかというように確認することによってこうした関係の参考にしております。あるいは、社内規則等において親会社の承認事項とされているようなものがないかどうか、親会社の承認がなければ動けないというようなことがないかどうか、こういったことも確認をしております。

それから、親会社からの圧力によって申請会社の不利益となるような意思決定が行われていないかどうか、こういったことを取締役会議事録を確認するなどして確認をするということもやっております。それから、例えば親会社から必要な資産を借りていないかどうかというようにすることも確認をしております。

こうしたことを通じて、極力、子会社の独立性というのに対して上場の際に審査をしていると

いうことであります。

それから、二つ目のお尋ねでございますが、親会社、子会社ともに上場している例というのは、現在、私ども、二千三百三十社、全上場会社ですね、東京証券取引所の全上場会社、二千三百三十社ほどございますが、このうち、昨日現在ですが、二百六十一組、組というのは、一つの親会社が二つの子会社ないし三つの子会社を上場しているという例がございまして、三つの子会社を上場していれば三組と、こういう計算でございます。これで、昨日現在二百六十一、その組合せがあるというのが現状でございます。

○峰崎直樹君 そこで、親会社が非上場である場合に、今、金融担当大臣や金融庁からいろいろお話があったと思うんです。正にそれは金融庁が制度の上でどうするかということなんですが、私は、親会社、株式の所有関係だけで五〇%、あるいは四〇%と五〇%の間でその他の関係を入れて親会社にすることが決めているんですけど、東京証券取引所は、上場するときの基準において、こういう親会社が非上場であるようないわゆる子会社上場、このときに、親会社に対しては、たとえ法律や規則は、金融庁の作った考え方はどうであれ、もともと厳しい上場基準を設けて、この点は、子会社を上場させる以上は親会社についての情報はすべてディスクローズですよ、どんなことがあってもこれは優先してもらいますよと、こういう考え方は取らないですか。どうですか。

○参考人(鶴島琢夫君) 今おっしゃられるように、親会社の情報というのは、子会社を上場し、子会社の株主がその会社を評価をするというときには、できるだけ親会社の情報があることが望ましいということはおっしゃられるとおりであります。ただ、どこで親会社の定義をするかということ、どこで線引きをしなければいけないという問題もございまして、その辺を先ほど来御議論になっているところだと思ひますが、親会社の定義の問題としてある程度線を引かざるを得ないのではないかと、こう思っております。

それから、先ほど御議論の中にあつたと思ひますけれども、関係会社という位置付けになりますと、有価証券報告書の中で関係会社についての記述をする、これは取引の実態等について有価証券報告書の中に記載をしなければならぬということが出てまいりますので、この関係会社になるかならないかということもまた情報を把握する上で大きな差になっているというふうに考えております。

○峰崎直樹君　そうすると、関係会社というのは、どの程度じゃその非上場の親会社の情報を、どのぐらいの範囲のその中身について、それはあれなんです、情報公開するんですか。

○参考人(鶴島琢夫君)　お答えをいたします。基本的には有価証券報告書の中で記載される範囲の情報でございます。

○峰崎直樹君　そうすると、有価証券報告書、私も昔有価証券報告書総覧というのをよく読んだことありますが、それと同じものが全部その関係会社というふうになったら、例えば日本テレビ網株式会社の有価証券報告書の末尾なら末尾に親会社である読売グループ本社そのいわゆる有価証券報告書に記載をしなければいけない様々なデータが載ってくるということですね、株主構成とか。それはそういうふう理解していいんですか。

○参考人(鶴島琢夫君)　私も今までの情報で載っているか、ちよつと頭の中整理ができておりませんが、有価証券報告書に記載すべき取引の数字等については、関係会社になるとそこに記載が行われるというふうに承知をしております。

○峰崎直樹君　中身、是非その範囲を教えていたいただきたいと思うんですが、分からないんですよ、調べようとしても。

だから、その意味で、是非そういった点の情報をディスクローズする。そして、上場基準のところにそのハードルを少しずつやっぱ私は高くして、そのいわゆる証券市場に参加している人たちが、日本テレビ株式会社の株は上場しているわけですから、その関係会社、まあ事実上私は親会社

だと思ひけれども、その親会社の株式の実態というものをよく知らなければ私は問題が起ると思ひます。

先ほどの子会社上場についての基準、私もこの間ちよつとメモをいただきました。本当に、いわゆる上場する場合の基準というのは三点ございまして。新規上場の場合の不利益にならないような取引の規制とか、いろんなこと書かれています。これは、上場時及びその正に上場した後の、正にゴーイングコンサーンといいますが、その同じ状態においてもこれは必ず守られているということではだれが保証するんですか。

それは、要するに上場をするときには上場基準でまずは見ましたよ。そうすると、その後もこういう親子の間に利益相反があるんですよ。要するに、利益相反が必ず起きる問題、これは私は親子で上場している場合に必ず起きる問題だと思ひていっているんですが、その利益相反が起きたときに、それをチェックして、これは駄目だというふうにだれがこれはその監視役になっているんでしょうか。それは東京証券取引所なんですか、それとも監査なんですか、公認会計士なんですか。そこら辺の、どこら辺でこのことは担保されるんでしょうか。

○参考人(鶴島琢夫君)　おっしゃられるように、上場審査時には今言ったようなことで私も可能限りチェックをいたします。ただ、上場後に私も直接そこに、そういうことがその後も守られているかどうかということについて具体的に個別に審査をしているということはおっしゃられるとおり、ありません。

したがって、そうしたことについては、今御懸念の点については、継続開示資料の中で読み取れるものを読み取っていく、あるいはガバナンスの体制の中で上場会社自身がそうしたことにきちんとした歯止めを掛けていく、あるいはそれを公認会計士がチェックをしていくと、こういうことを通じて行われるのが望ましいのではないかとこのように考えます。

○峰崎直樹君　今も望ましいとか、いろいろおっしゃっているんですが、實際上、このいわゆる親子上場して、そしていわゆる子会社が親会社によつて不利な取引をさせられるかもしれないとか、いろんな問題が起きてくるわけですよ。

そうすると、だれが一番被害を受けるかとなると、例えばそれは子会社の株主かもしれないんですよ。それは圧倒的に少数株主かもしれないんですよ。そうすると、この株主にとつてみると、そういう親子上場に伴う不利益というものが実は生じてしまふ。その意味では、本当はこれはやはり私は親子上場というのは望ましくないんじゃないかなというふうに思ひます。しかし、それをあえて東京証券取引所は、積極的に、この子会社上場のメモを見ると、非常にこれは親子会社、子会社にとつてメリットが大きいんだと、しかも投資家にとつてのメリットも大きいんだと、こうおっしゃっているんですが、今私が指摘したような利益相反の問題点についてのきちんとした規制というのはほとんど私は機能していないんじゃないかなというふうに思ひてならないんです。

それは、よく言われるように、連結決算を見たときに、景気が悪くなると、連結決算全体よりも、単体は、親会社単体は景気がいいけれども、割といいけれども、連結で見るとその方が悪くなっちゃう。つまり、子会社の方にどうも押し付けているんじゃないのか、こういうことをよく指摘されるわけですよ。

ですから、そういうことを含めて、これは、子会社上場というのは私は望ましくないというふうにお思ひますが、この点、上場を審査をされているときに、子会社上場は望ましくないというふうな思ひをいつしやるのか、いや、子会社の上場は大いにやってもいいじゃないか、こう思ひついたらいいじゃないか、どちらを鶴島社長は考えていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(鶴島琢夫君)　お答えをいたします。子会社上場につきましては、今先生御指摘のよう

に、いろいろな見方、御意見があることを私も承知をしております。ただ、子会社上場というもののメリットというものが大変大きいんだというふうな思ひしております。

それは、多くの場合、子会社が、成長分野にある企業がそれ以上伸びようとする、それを資本市場から資金調達をして成長を果たしていく、それは日本経済全体にとつてもプラスの面が多からうというふうに思ひます。そして、資本市場を通じて資金配分が行われるということについては、効率的な市場メカニズムを通じて資金配分が行われるというメカニズムも決して不適切なことではないだろうと。

したがって、子会社上場そのものを否定する考え方は私も持っておりませんが、先ほど申しましたように、新しい子会社の株主が誕生するわけですから、今先生御指摘のように、そこに不利益を被ることのないような、こうした親子間の歯止めというものについては可能な限りチェックをしていく、あるいはそうした対応を図っていくということとは望ましいことであるし、やっていくべきだろうと、こう思ひております。

○峰崎直樹君　私は、東京証券取引所の社長さんがそういうふうな思ひをいつしやるから恐らくどんどん増えていくと。外国、特にアメリカ、イギリスなんかはほとんどない、親子上場というのは。

どうしてアメリカやイギリスでないと思ひますか。これは金融庁ですか。――それじゃ政務官でもいい。

○大臣政務官(西銘順志郎君)　先生御指摘のとおり、米英において親子上場の規制がないことは十分承知をいたしておりますが、その理由をまだ把握することができておりません。現時点でその理由がはつきり分らないというのが現状でございます。

○峰崎直樹君　質問して、理由は分からないって。

これは私は日本の株式市場のやっぱ欠点が二つあると。一つは持ち合いとこの親子上場だ、

かねてから指摘されているわけです。向こうは連結決算、連結納税。ですから、そういう意味では単体として実態は扱われていて、そして子会社をもし上場する場合は完全に、一〇〇％これはスピンオフしちやいますよ。そして、それを完全に取り込むのであれば完全に自分の持ち株会社、一〇〇％持ち株会社にしちやうと。そういうふうには実は企業と企業との結合の状態というのとは違っています。これ、企業結合法制が足りないと我々よく言っている問題なんですけれども。

そこで、実は、よく振り返ってみると、私は、去年のコクドと西武の関係と日本の株式市場全体が全く似ているんじゃないかと思うんですよ。何かといいますと、持ち合いですよ、依然として。これ、正確なデータを一度、もし、持ち合いの、これは金融庁がいいんでしようか、東京証券取引所がいいんでしようか、出していただきたいんですが、今その持ち合いの比率、法人比率、すなわち上場会社の中で法人が占めている所有の比率というのは大体五割ぐらいだと、こういうふうになつています。ちよつと下がったんですが、その中で金融法人だけは、つまり銀行はさすがに自分の持ち株をほとんど放出してきた。この間、それは政策的にやるべきだとやってきた。ところが、事業法人の方はほとんどこれ減っていません、持ち合いの株式というのは。

そうすると、安定株主ができています。この間です。そうすると、安定株主があつて、そして売買する株は非常に浮動株というのは少ない。そういう構造の中で、そしてその子会社にだけ上場させていくと、これ、日本のいわゆる株式構造が去年のあの問題になった西武の株式支配構造と変わらないんじゃないかと思うんですよ。つまり、持ち合い株というのは基本的にはこれ本間に資本と言えるかどうかというのは分からないです。お互いに持ち合いっこしているわけですから。しかも、もしそれを資本だとしたとしても、それは非常に効率がいかどうかというところも、これはまた問題があるわけですよ。

そういう意味で、私は、やはりこの持ち合いの解消というのは、やはり解消させ、そして、本当に貯蓄から投資へという流れからすれば、こういうことはもっともつとやっぱ規制していかなくちゃいけないのがこの日本の株式市場の在り方として、もうそういう方向に変えなさいいかなんじやないかと思うんですが、どうもその方向と逆行した方向に私は行っているような気がしてならないわけです。

この点はどういうふうに考えておられるのか。金融担当大臣、もし考え方があれば教えてください。金融庁と関係が大きい。現実にはやはりこの問題で大きな問題が起きる前にやっぱこの問題は是非改革をしていかなくちゃいけないポイントだと思つています。私の意見として申し上げたいんですが、その点もし、金融担当大臣、御意見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 今委員から、日本の問題点として、持ち合いの問題でありますとか親子上場の問題があるという御指摘がございました。この二つの問題について様々な議論があることは承知をいたしております。

今企業の経営において、やはりガバナンスというものを向上させて企業価値というものを高めていく、株主利益を始めとしたステークホルダー全体の利益について十分配慮しながら経営をしていくわけでありまして、その関係の中で持ち合いについても様々な議論があるということであることは承知をいたしております。

また、先ほど来親子上場の問題について御指摘がありました。この問題点については、利益相反の問題でありますとかあるいは流動性について問題がある、したがって、こうした問題について十分認識をしながら対応していかなければいけないのではないか、このような御指摘だということに思ひます。

先ほど来東証からもこうした点については上場

審査に当たって審査をしているというお話がございました。そして、その上場審査をクリアをして上場しているわけでありまして、その後の維持については、これはしっかりと経営者がガバナンスというものを発揮して、そして投資家保護の観点からもきちっとした経営がなされていくことは重要であります。また監査人がそうした点についても監査をしていく、関係者それぞれが努力をしながら市場の信頼性を確保していくための努力というものをしっかりとやっていかなければいけないではないかというふうに思っているところでございます。

また、流動性の問題につきましても、これも証券取引所の規則において株式の分布状況に関する上場基準というものを設けて、上場審査時に流動性の確保に配慮することと承知をいたしております。その点、こうした対応が投資家保護に資することになるよう、また投資家保護上問題がないよう、私もとても対応をしていきたいというふうに思っております。

○峰崎直樹君 まだたくさん質問を用意したんですけれども、もう時間があと十分少々になつてまいりましたので少し焦点を絞りたいと思うんですが、その前に、さつき政務官、米英に、アメリカやイギリスにおいてなぜ親子上場がほとんどないのかということについて、後日でもいいですから、そのある意味では資料、説明をきちんとこの委員会に出していただきたいと思うんですが、さつき質問したの、いや、分かりません。それではちよつとまずいわけでありまして、その点は是非お願いしたいと思ひます。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長(浅尾慶一郎君) ただいまの峰崎直樹君の御提案につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○峰崎直樹君 さっきの親子会社の問題について、実はこの財務省の規則の中に、さつきちよつと私見落としていたんですけれども、さつき言つた五〇％基準、それから四〇％から五〇％の間の

所有しているところ、その他のところに、自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者、これは実は他の会社に対する事実上の親会社になるということの該当もこれ三項目にあるんですね。

そうすると、私は、株主の株の所有だけではなくて、実質所有基準みたいなものはこの中でカバーし得るのではないかなというふうに思つておりますので、この点は是非、そのことについて先ほど、非上場になつて親会社の情報公開に是非該当させるように、つまり子会社を上場させている会社の親会社の情報については必ずこれはやはり情報公開させると、そういう方向をきちんとさせていただきたいというふうに思ひます。意見でございます。

そこで、今日はまだたくさんいろいろ用意したんでありますが、今日は財務大臣にもちよつとお見えをいただいたと同時に経済産業省にも来ていただいているんですが、会社法第八百二十一条の問題、すなわち擬似外国会社の問題なんです。まず法務省に、これは私も先日法務委員会に出張つて、これについては修正をする必要があるんじゃないかという意見を申し上げています。

法務省、今、現時点で法務省としてこの第八百二十一条に対する見解、擬似外国会社に対する規定はどのように問題を整理をされようとしているのか、その確認をお願い申し上げます。

○副大臣(滝実君) 委員御指摘の会社法の第八百二十一条、擬似外国会社につきましては法務委員会でいろいろ議論をいただいております。

私どもとしては、基本的に、新会社法の八百二十一条につきましては、現行の商法における規定と基本的なスタンスに立っていると、こういうことをその際にも申し上げてきたわけでございます。そして、先般の法務委員会におきましても、具体的にこういう会社についてはどうか、こういうような角度から懸念を示されるパターンについて

ての御質問にお答えをいたしまして、そしてそのいずれもが現行の商法の規定によつて活動が許されている、そういうようなことが新会社においてまいりまして、こういうような御答弁を申し上げてまいりましたので、私どもとしては、少なくとも法務省の立場として懸念がないような格好で意思を明確に表示させていただいたと、こういうようなことで御理解を賜りたいと思つているところでございます。

○峰崎直樹君 あのと条文、だれが読んでも擬似外国会社に当たる会社の、もしそれに当たるとおほしきところが継続して仕事をすることはできないと書いてあるわけですね。

それに当たるのではないかと懸念するところから随分いろいろ出てきているんですが、これは単に外国の企業だけじゃなくて、日本の銀行の方々あるいは企業の方々がケイマンにSPCをつくつて、そしていわゆるアセットバックCPを約、私の聞いたところでは、昨日それを聞いたんですが、七兆円近く発行しておられる。この事実、これ御存じなんでしょうか。知つていられるかどうかです。

○副大臣(滝美君) 基本的にどの程度の規模のものかというのは法務省として必ずしも掌握いたしておりませんけれども、そういう問題があるというところは、これは法制審の段階でも議論をいたしております。

○峰崎直樹君 法制審の記事も読みました。そして、このケイマンSPCについては、いや、これは継続して取引をしていない問題だからいいんだというふうに言っているんですが、そうじゃないんです。継続的にやっている取引はあるわけですから、ちょっと今日はもう時間がありますから、後でまた大久保議員がきちんとこれは質問すると思いますが、それで、先日、スノー財務長官からG8の席で、財務大臣、この問題について何か指摘を受けたんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) G8そのものではありませんが、それに先立ちまして、先週の金曜日、スノー財務長官と日米財務大臣会合を持った折

に、アメリカ側から、この改正法案八百二十一条については関心、懸念があるという趣旨の御発言がございました。

私からは、この法案は法務省所管の法案として既に国会へ提出されて、衆議院は通つて、今参議院で議論をされているところであるので、担当の法務省、直接の担当は法務省でございますし、それから関心が外国証券会社の日本支店ということであれば金融庁のマスターであるから、直接お話しされてはどうかと、そのときはその程度の会談にとどまっております。

○峰崎直樹君 つまり、アメリカの財務長官が日本の財務大臣つかまえて、この問題について大変懸念しているとおっしゃったんだろと思うんですね。そうですね。それぐらい実は国際的な問題になっているんです。

そして、これは、今日、中小企業庁に来ていただいておりますが、このいわゆるケイマンSPCを使つて七兆円のアセットバックCPを発行している。この中に、当然これは中小企業の貸出し債権を、実はこれをアセットバックCPにして、そしてそれを正に資産運用しているわけですね。ということ、これがなくなつたら、つまりこういうやり方はできませんよということになつたら、中小企業金融にまで、つまり七兆円の規模にも達しているようなところまで非常に大きな影響があると。

今日、実は財務の政務官に、この間ちょっと段本さんにもお聞きしましたけれども、どうなんでしょう、これ、ここまで大きくなっている問題は、やはりこういう懸念がないような形に、つまり解釈でもつてこれをあやふやにするんじゃないかと、そういう懸念の起こらないようにしなければ、これ中小企業の金融にまで貸し流しやそういう問題まで起きてくるんじゃないかという問題で、大問題だと思つてますよね。

中小企業庁の皆さん、どう思われますか。どう判断されてますか。今日、中小企業庁次長来ていただきましたから、簡潔にやつてください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 済みません、ちよつと先ほどの発言、ちよつと補充させていただきます。日米財務大臣会合の折にアメリカ側から発言があったと申し上げましたが、これはスノー長官そのものではございません。アメリカ側のソーベルさんという次官補代理からそういう御発言があった。細かいことですが、後で間違つてはいけません。

○政府参考人(西村雅夫君) お答え申し上げます。

先ほどの七兆円のうち、どの程度中小企業向け貸出しに充当されているものがあるか、ちよつと私どもも承知しておりませんが、いざいざいたしまして、中小企業庁といたしましては、今後とも中小企業の資金繰りに不測の事態が生じることのないよう、中小企業をめぐる金融情勢につきまして注視してまいりたいと考えております。

○峰崎直樹君 こんなんな質問しなきゃよかったなと思つた。

要するに、影響があるわけですよ。そうすると、これは外国の証券会社がバーバカンパニーつくて日本で営業していることに対する規制だと思つて、まあ外国のやつていることだから、あの三角合併と同じように少しちよつとこう、まあこの際、やや国粋主義的になられている方がおつて、これもやつちゃえ、やつちゃえと言つて、ちよつと見たら、実は捕らえてみれば我が子なりで、我が国の中小企業金融のかんりの部分を占めているその仕組みがこのことによつて崩れてしまうんですよ。

ですから、是非これは、やはり私どもは、今日、滝副大臣来ておられますけれども、やはりきちんとした修正を加えて解釈に問題がないようにするべきだということを私は意見として申し上げたいと思つています。

さてそこで、もう時間ありませんので最後の質問になります。本日はライブドア問題から始まつた問題について、是非いろいろと、TOST

Netの問題その他申し上げたかったんですけども、鶴島社長、これ最後になりますのでお願いしたいんですが、例の下方修正権付株式、ちよつと正確に言わないと怒られちゃいますので、MSCBですか、これを使つて実はライブドアの社長さんは貸し株をして、そしてやられたわけですね。余り詳しく、もう時間ありませんから、そのMSCBがいかなるものでこのうのと言いませんが、そのことによつて、貸し株を貸したことによつて、一般株主ですとね、ライブドアの、この方々は被害を受けていないんでしょうか。

私は、MSCBなるものが、発行しちゃいけないとは言えないと思うんですね。でたためになつてもうどこも貸してくれないようなところが発行することがあるかもしれない。しかし、そうではない普通の企業がこういうものを、貸し株までその会社の、発行会社の役員がそれを付けて出すということ、これは一般株主に対する背信行為じゃないかと思うんですよ、これ。

そういうものに対する取締りというのは、これは、鶴島社長、東証ではもうそろそろ、いろいろなことがありました、株式の分割が一万分の一にしたような事例があった、あるいはTOSTNetを使つて相対的なのに、いや、市場取引だというような格好を取つた、こういうものを今規制を加えていきますけれども、このいわゆるMSCBを使った、しかもそれは貸し株を発行会社の役員がやるということ、これは禁止をすべきじゃないかと思うんですが、その点について最後に伺つて私の質問を終わりたいと思つています。

○参考人(鶴島琢夫君) 今先生御指摘のように、最近いろいろな形の証券の発行あるいは株式分割等々ございました。私どもの基本的な姿勢としては、発行会社の具体的、個別的な資本政策なり経営方針に直接証券取引所が介入をするということ、これは必ずしも好ましいことではない、ただし、その結果、市場に混乱を招いたりあるいは不信感を招くようなこういうものについては市場サイドからメッセージを発し自粛をせよという、あるいは自

爾要請ということで、今先生御指摘のように、大幅な分割あるいはこれと相前後するようなMSCBの発行、こういったものは証券市場にとつても混乱をもたらす、不測の損害をもたらす危険性が大変高いものですから、私どもとしても自願要請をしたところであります。

私ども、市場の立場といたしますと、先ほども申し上げましたように、まず市場の混乱あるいは不信感を招くようなものについては自願要請ということでメッセージを発しましたが、その後、これらについては、この要請によって、かなり私どもも相談を受けておりますが、その後、こうしたことの発生が止まっているというふうな理解をしておりますので、次の第二弾といったようなことを今考えているわけではありませんが、こうした要請が必ずしも有効でないというときには、次の段階として規定上の措置を講ずるといったようなことも考えていかなければならないと、こう考えている次第であります。

○峰崎直樹君 終わります。

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉です。

今回の証券取引法の一部改正、法律案の骨子は、一番がTOB規制の適用範囲の見直し、二番として上場会社の親会社に対する情報開示の義務付け、三番として外国会社等の英文による企業情報の開示の三点にあります。

ライブドアによるニッポン放送株式の時間外取引での大量取得や西武鉄道の有価証券報告書の虚偽記載に端を発した問題の解決のための法律改正ということが趣旨でございますが、私の意見は、遅きに失した嫌いがございますが、賛成でございます。

金融庁は近年資本市場のインフラづくりに大変努力されておられ、この点は高く評価しております。この点、伊藤大臣のリーダーシップ、本当に評価しております。特に、正確で十分なディスクロージャーを求める改革は商品としての株式の品質を上げるために極めて重要なことであると私は考え

ております。

そこで、まずディスクロージャー制度の信頼性の確保に関して質問します。

西武鉄道の有価証券虚偽記載後に金融庁は有価証券報告書提出会社に自主的な点検を要請しました。要請した会社は何社で、そのうち何社がこれまでの有価証券に虚偽の記載があり、訂正報告書を提出したか、教えてください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今先生御指摘の、昨年の十一月十七日に私ども自主点検を要請をしたわけですが、全開示企業四千五百三十八社に対して有価証券報告書の株主の状況等についての記載内容に係る自主点検を要請いたしました。その結果、本年になりまして、一月二十一日までにそのすべてから回答が出されまして、うち五百八十九社から訂正報告書の提出がございました。

○大久保勉君 私はこの数字を聞いて本当にびっくりしました。四千五百三十八社中五百八十九社、何と一三％が虚偽記載をしていたということでしょう。この結果に關しまして伊藤大臣の感想を是非お聞かせください。伊藤大臣はこれまでピザの宅配会社を経営されていたということもございまして、もし、商品のうち一三％が欠陥商品であるというピザ屋さんがありました、こういった会社が存在できるのか、若しくは国民は、消費者はどう思うか、この点、国民の目線では是非御回答をお願いいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) お答えをいたします。まず冒頭に、私どもの取組について言及をさせていただきます。そのことは私ども励みとして受け止めて、今後も証券市場の信頼性の確保のために一生懸命取り組んでまいりたいというふうな思っております。

そして、今のお尋ねの点でありますけれども、全開示企業の一割を超える企業において訂正が行われたということは極めて遺憾でありまして、このことを重く受け止める必要があると考えており

ます。

金融庁といたしましては、証券市場の信頼性を確保し、その活性化を図るためにはディスクロージャーの信頼性を確保していくことが極めて重要であると考えておりますので、昨年の十一月十六日及び十二月二十四日に公表いたしましたディスクロージャー制度の信頼性を確保していくための対応に盛り込まれた方策を強力に進めているところでございます。

この中で、検査体制の強化、ディスクロージャー・ホットラインを開設、そして有価証券報告書等の記載ルールの明確化を図るための関係府令の改正、さらには有価証券報告書の記載要領等にかかわるセミナーを全国で開催をする、そして金融審議会及び企業会計審議会において企業の内部統制の整備のための方策や監査基準の整備について検討を行うと、その対応を発表いたしておりますので、この対応策を強力に進めていきたいというふうに思っております。

○大久保勉君 確認したいのは、大臣の認識としては極めて遺憾である、こういう状況に關して、そういうことでよろしいですね。まあ、よろしいということ。

じゃ、そのピザ会社が上場したいと言いました、過去三年間にこういう一三％も欠陥商品を持っていた、例えば産地の偽造とか原材料の偽造、内容表示の偽造、こういったピザ屋さんが、常識的な判断としまして、上場したいと言った場合に、幾ら利益を上げていても上場をさせますか。社会的な問題として質問します。

○国務大臣(伊藤達也君) ピザ屋の話をするのがいいのかどうかという問題はあろうかと思えますけれども、やはり品質の管理ということはもうこれは大変重要なことでありますし、その品質の管理というものを怠ればこれはお客様からの支持を得ることができない、企業としての存続ということについて大変やはり大きな、重大な事態を招いてしまうことになってしまいますので、品質の向上に向けてのこれは努力をしていかなければいけ

ないということとは、これは言うまでもないことだというふうに思っております。

○大久保勉君 ここに關して、質問としましては、上場させるべきですか、そうじゃないですかという質問です。的確にお願いします、イエスかノーか。

○国務大臣(伊藤達也君) その品質の問題についてのやっぱり中身が問題だろうというふうに思います。

恐らく委員は、私に御質問いただいて、そして東証の上場の問題について併せてこの後御質問があるのかというふうに推察するところもあるわけでありまして、この東証が上場するか否かということにつきましては、これはまず東証自身が御判断をされる問題でありますので、これに關連することについて私どもとしての直接のコメントは差し控えていただきたいというふうに思います。

しかし、品質の向上に向けての努力は、これはもう大変重要なことだというふうに思っております。

○大久保勉君 大臣に先を越されましたからなかなか追及しづらいんですけど、つまり問題点は、一三％も虚偽表示を行っている商品を扱っている、東証が上場しようとしていると、ここに關して余り問題視されていないという状況なんです。つまり、虚偽表示をした会社が悪いんじゃないかと。それは悪いんです。ところが、一三％もあるというものを放置した人はだれでしょうか、またその会社はどこでしょうか、この問題を是非とも究明する必要があります。これを究明せずに東証が上場するということでしたら、大変な問題であると私は考えています。

じゃ、東証に關しまして、こういった商品を扱っていましたが、じゃ商品管理部門というのはどこなんですか、またそのためにはどういうふうな変革が必要でしょうか。大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(伊藤達也君) 商品の管理ということ

でありますけれども、これは先ほども答弁をさせていただきましたが、まず第一義的にはやはり開示企業たる企業が正確な財務諸表を作成をし、そして公表していくことが重要でありますし、また監査人は厳正中立な立場から監査をしていくということが大切でありますし、また今委員からも御指摘がございましたように、取引所が品質をしっかりと管理をしていく、それぞれの取引所が持つその自主規制、規則に基づいてしっかりと審査をし、そしてその後についての品質管理についても十分留意をしながら市場開設者としての使命を果たしていくということが大変重要であります。したがって、私も金融行政も含めて、こうした関係者が不断の努力を行うことによってこの品質というものの管理をし、そして市場に対する信頼性というものを確保していくための努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

そして、上場についての審査は、これは内閣総理大臣が認可をするということになっておりますので、この審査についての責任は金融庁に課せられていくというふうに思います。

○大久保勉君　じゃ、審査の責任、上場の責任を持つ金融庁としては、一年前まで一三%も欠陥商品を売っていました、一年後にその会社が上場したいと手を挙げました、それは許すべきでしょうか。大臣の見解をお尋ねします。

○国務大臣(伊藤達也君)　今のちよっと仮定のことに直接お答えするということは差し控えさせていただきますというふうに思います。

東証のことについてのお尋ねでありましたら、これは東証自身が上場されるかどうかと、これをまず御判断されることでありますので、その中で申請がなされるということでありましたら、その申請に従って、私どもとして審査基準がございまして、その審査基準に照らして審査をしていくということになるかというふうに思いますけれども、今直接的なコメントについては差し控えさせていただきますというふうに思います。

○大久保勉君　ちよっと歯切れが悪いのは、もう

一つ別の責任があると思うんですね。といいますのは、この東証を管轄する監督官庁はどこであるのか、さらに有価証券報告書はだれが責任を持つのか、どの法律によって有価証券報告書を提出するようになりますか。こちら、金融庁の方に御質問いたします。

○政府参考人(増井喜一郎君)　お答え申し上げます。

まず、東京証券取引所でございますが、取引所関係は金融庁が監督をしております。それから、有価証券報告書の届出でございますが、これは証券取引法で規定がございまして、

○大久保勉君　ということは、いわゆる欠陥商品の責任の一翼が金融庁にもある、その金融庁が東証の上場に関して最終責任がある、ちよっと、ですから厳しいことが言えないと。こういうふうなロジックが成り立つと思えますけれども、この点に関して金融庁はどう釈明しますか。大臣、お願いします。

○国務大臣(伊藤達也君)　釈明ということの御質問に対して適切にお答えになるかどうか分かりますけれども、私どもとしては法令に従って適切な対応をしていくことが極めて重要だということふうに思っております。

一連、不適切な情報開示にかかわる事例が起きたというふうについて、もう大変遺憾なことだ先ほど来お話をさせていただいているように、私どもとしての対応策を発表させていただき、これを今強力に推進をさせていただいているところでございます。また、取引所の上場につきましては、これは私も上場申請について上場審査基準に照らして審査をすることになっているわけでありまして、上場申請がなされましたら、この基準に従って適切に審査を行っていくというふうに思っております。

○大久保勉君　一斉点検後に更に虚偽報告が分かった場合には、それはより重い罪があると思われまうでしょうか。金融庁に御質問します。

○政府参考人(増井喜一郎君)　お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私ども、昨年、自主点検を御要請をいたしまして、それに対して回答があったわけでございます。これは法律的な義務というところではございませんが、一応各社そういった形で回答があったわけでございます。それにもかかわらず、いろいろな形で事実と違ったことが表示がなされているということについては私も大変遺憾だということに思っております。

○大久保勉君　じゃ、今後ですけれども、つまり、商品の品質を上げるためにより適正な財務諸表の作成及び提出が求められます。

じゃ、昨日の朝日新聞によりますと、「決算適正 経営者が証明」と、こういった記事がございまして、いわゆる会社の社長、責任者が決算書の内容は適正であるということを表明する、さらに、本当に経営者自身が適正な財務諸表を作るための社内的な制度、内部統制体制を含めてこういったことに関して管理監督する、その上で正しいということを表明する、こういった制度を作ったかどうか。これはアメリカの場合も同じような制度がございまして、是非、金融庁といたしましては証券法を今後改正してこういった制度を導入する、このことに関して方針若しくは考え方を是非教えてください。

○国務大臣(伊藤達也君)　御指摘の決算の適正性あるいは決算に係る内部統制の整備に関しましては、平成十六年度三ヶ月決算から有価証券報告書の記載内容の適正性に関する会社代表者による確認が任意の制度として導入されております。その中で、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかどうかの確認が求められているところであります。

また、この点に関しましては、現在、企業会計審議会内部統制部会において、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価の基準及び公認会計士等による検査の基準の策定作業を行っていたというところで、本年夏までに基準の骨

格を取りまとめたいといたすべく、精力的に御議論、御検討をいただいているところでございます。

金融庁といたしましては、昨年十二月のデイスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応についてや、あるいは本年三月に金融改革プログラムの工程表を作成、公表させていただきましたが、この工程表に沿って、企業会計審議会内部統制部会が取りまとめる基準の実務上の有効性を踏まえ、企業の財務報告に係る内部統制の評価及び検証の義務化について今後真剣に検討を行ってきたいと考えております。

○大久保勉君　是非、その方向でお願いします。では、続きまして、次のテーマに参ります。

この件に関しまして、峰崎委員の方が質問した件で、このフォローアップということで、先週G8の財務大臣会議がございまして、その中でスノー大臣の方から、日本の商法改正で取扱いが変わった類似外国会社について米国側は懸念しており、何らかの対応ができないかと、これはスノー米財務長官じゃなくて次官というのを聞きました。

それに対して大臣は、今回の会社法の提出者といえますのは、内閣提出ですから、内閣の極めて重要なメンバーであり、私は将来的には総理大臣も目指される方だと思いますから、リーダーシップの在り方としまして、これだけの大きな問題になつておることにしまして是非谷垣大臣のリーダーシップを見せてもらいたく思っております、どういことが出来るのか、若しくはどういふうにした方がいいのか、是非表明をお願いいたします。恐らくこの発言に関しましては世界じゅうのメディアが注目していると思います。

○国務大臣(谷垣禎一君)　先ほど申しましたように、ソールベールさんという次官補代理から関心という懸念が表明されたわけでございますが、リーダーシップを発揮せよということでございまして、けれども、やはりこれは既に国会の中でずっと議論が進んでおります。まず、滝さんもおられますが、法務省がお考えになることではないかというふう

に私は思っております。ポイントは、やはりどれだけの法的にクリアに、明確になるかということではないかと思ひます。

○大久保勉君 私も賛成します。

つまり、法律が不透明でありましたら実務家は商売ができません。また、日本の市場は不透明ということでもリスクが高い市場になります。現在は市場間競争ということで、ニューヨーク市場、東京市場、香港・シンガポール市場と競争しております。言わば、法律といふものは市場のインフラです。その市場のインフラを解釈だけでもって変えていこうというのは極めて前近代的な発想であると思ひます。私も反省をしないと思ひません。

ひとつお配りした資料を参考にしてください。

例えば、平成九年五月に確認書というのがあります。これは資料3ですね。例えば、行政の方が安全だ、大丈夫だと、法律とは別に念書を出す、若しくは口頭で確認すると。こういった事柄に対して裏切られた経験があるということ、経済界若しくは金融界は本当に解釈で大丈夫かということに危惧しています。

具体的に申し上げますと、平成九年、大蔵省が三十四の金融機関に日債銀救済のための出資を要請しました、いわゆる奉加帳方式でございます。これは、この確認書が正しいのか正しくないのかは分かりませんが、こういった指導がありました。これに對しまして、平成十年、金融再生法三十六条により特別公的管理、日債銀は一時国有化され、株価はゼロになりました。つまり、行政が大丈夫だと言ひましたが、本当に大丈夫かといひますのは、法律のつとり、民事裁判でしたら裁判所が決めるという状況です。ですから、不透明な行政でしたら国際的にまた国内的にも信頼されないという状況です。

これに關して、例えば下の方に、別の生命保険会社の取締役会議の議事録です。日債銀の再建の見通しがあること、大蔵省が今後も同行をサポートしていくこと、並びに今後新たな保有株式比率

に基づく追加的負担を要請しないことを同省が了承していること、確認済み、こういうことがございまして、平成十年には日債銀は破綻し、株価がゼロになると。

ですから、行政の信頼性という場合には、やはり法律で、極めてクリーンな、だれが読んでも分かるような形に法律を作り、それにのっとって運営すべきじゃないかと思ひます。

この点に關しまして、じゃ、まずは谷垣大臣、やはり透明なルールを作っていくことが重要だということでも何かコメントございしますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申しましたように、やはり己の職分を越えて余りいろんなことを言うのは私は差し控えたいと思ひます。もちろん内閣の一員として閣議決定をしてこの法案を出した責任はございしますけれども、まず第一義的に法務省できちんと問題点を整理していただくべきことだと考えております。

○大久保勉君 続きまして、G8の財務相会議の場でアメリカ以外の国から同様な懸念、注文が付いたかどうか確認いたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) G8で米国外の財務大臣からこのような御指摘は特にございしませんでした。

○大久保勉君 続きまして、じゃ、これまでに四月、五月、この問題が出てきましたのがゴールデンウィーク前後ですから、それ以降に書簡によりこの会社法八百二十一条に關して懸念があるというような指摘、若しくはそれに対する改善策を望む、こういった趣旨の書簡が諸外国より来たのでしょうか。まず、谷垣大臣にお尋ねします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 在日の外国商工団体などがこの規定について提言を取りまとめていることは聞いておりますけれども、これまでのところ、財務省あてに直接こういう提言、要望が提出された事実はないと思ひます。

○大久保勉君 伊藤大臣、金融庁にはこういったことに関して照会及びレターが来しましたでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 私どもといたしましては、今御指摘の点について、その法的リスクに關する懸念があるなどとして欧米より官民含めて強い関心が寄せられていること、このことは承知をいたしております。

○大久保勉君 具体的な書簡は来ていませんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 書簡の有無につきましては、これは外交上の問題でありますので、私どもから書簡を受け取ったかどうかということについては言及は差し控えさせていただきますと思ひますが、欧米からこの問題について極めて強い関心があるということについては承知をいたしております。

○大久保勉君 済みません。同様の質問を法務副大臣にお尋ねします。

○副大臣(滝実君) 法務省に對しましては、EUの代表部から六月六日付けの書面をいただいております。

その他の関係は、在日大使館あるいはその他を通じて意見交換という格好での話合ひはいたしておりますけれども、正式な書面というのはEU代表部だけでございます。

○大久保勉君 滝法務副大臣は消防庁出身、消防庁長官ということでもあったということで、是非、消防のプロ、火消しのプロということでこの問題の火消しをお願いしたいと思ひます。リーダーシップを是非お願いします。

今回の問題は非常にグレーだということで、非常に不透明感がございします。

じゃ、まず金融庁に關しまして、法務委員会では私が質問しましたら擬似外国会社として外国証券会社の三十社余りがいわゆる擬似外国会社であるといったコメントをいただいております。このことに関してはそのような認識でよろしいでしょうか。これは金融庁の方から回答をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

金融庁におきましては、外国証券会社は商法も含めまして日本の法律に従うものでありまして、擬似外国会社の規定に違反しないという認識の下に外国証券業者に關する法律に基づいて登録等行つてきておりまして、この認識は現在も変わっておりません。

ただ、金融庁が行いました答弁でございますけれども、今の先生の御指摘の三十社余りというところでございますが、これにつきましては、いづれもその外国証券会社四十社のうち三十社余りが自社が擬似外国会社とみなされる法的リスクについて懸念を有しているということを承知しているということを述べたところでございます。

○大久保勉君 問題の整理のために新会社法の八百二十一条を一項と二項読んでもらつてよろしいでしょうか。じゃ、これは法務省、お願いします。

○副大臣(滝実君) 擬似外国会社の規定は新会社法の八百二十一条でございます。まず一項でございますけれども、「日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができない。」二項は「前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。」と、こういったものでございます。

○大久保勉君 金融庁の方で外国証券の一部がもししたら擬似外国会社に当たるといふことをおっしゃられました。じゃ、その場合の二項の規定で存在は有効である、取引も有効であると。しかし、いわゆるペナルティーが掛かります、過料が掛かりますということだと思ひます。

じゃ、資本金が一千万円の証券会社の従業員が証券取引をしました。で、民事裁判になりました。裁判でもし擬似外国会社でペナルティーが掛かった場合に幾らの過料を払ふ必要がありますか。これ通告しなかつたかもしれませんけれども、分かる方、教えてください。

○委員長(浅尾慶一郎君) 速記止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(浅尾廉一 郎君) 速記を起こして。

○大久保勉君 私に調べた限りでは、事業登録税と同じで、これが〇・七%程度ということでも、もし一億でしたら七億円掛かるんじゃないかと、こう思います。この場合に、ある取引をやった場合に、個人が七億円の訴訟リスクを抱えて仕事をしないといけない、こういうような法律なんです。このリスクというのは極めて高く、日本市場に進出することに對して外国資本は懸念していると思いますし、また投資したところに対するリスクというのは改めて認識しているということじゃないかと思っております。

ですから、法務省がどう解釈しようが、民事訴訟で一〇〇%安全であるということが必要じゃないかと主張するんです。ですから、法案修正以外はない。このことに関して、滝副大臣、どのように思われるか。それでもやはり解釈で問題ないということでしょうか。

○副大臣(滝実君) この問題につきましては、法務委員会におきましても、具体的にどういうケースが擬似外国会社として取引が規定されることになるのかということについてお尋ねにつきましては、個別に例を挙げて御質問に對しまして私どもはお答えをいたしております。

そういうことからお分かりいただきますように、基本的にはこの国会における審議でもって具体的に確認をされる。それによって、それがそのまま司法でもってどういう判断をされるかというのは、日本の場合には司法は独立でございまして、それ以上のはしめませんけれども、少なくとも国会においてきちんと意思として確認をされているということは、当然司法判断においても尊重されるはずだということに私は考えているわけです。

○大久保勉君 端的に申し上げたら、一〇〇%は保証できないということでしょうか。つまり、司法が、三権分立で司法が判断するから、法務省がどう解釈したとしても一〇〇%安全じゃない。もう一度確認します。

○副大臣(滝実君) すべての日本の法律の立て方はそうだと思うんです。法律で厳密に書いてあつたて、具体的にどういうふうな、問題について事実関係を把握して裁判所が判断すれば、具体的に書いてあつたて、そのやっぱりある程度の幅は当然いろんな問題であるわけでございますから、ただ、具体的にこの場合でもっていろいろなことが確認されれば、当然それは司法判断に影響する。こういうことは、これはやっぱり三権分立の建前でございますので、私はそういう意味で申し上げております。

○大久保勉君 是非、副大臣の発言が裁判に影響することを期待しますが、ただ、七億円の訴訟リスクを毎回毎回持つて事業をしないといけない、このことでもよろしいんじゃないか。やはり、滝副大臣がある取引をしますと、もしかしら法律がグレーであるから七億円のリスクを抱えて取引をする、これで真つ当な商売ができますか。是非もう一度、私は是非法案修正が必要だと思っております。是非御意見を聞かせてください。

○副大臣(滝実君) 確かに、今委員が御指摘のとおり、過料という、過料というか過料というものが規定されていることは規定されているわけでございますけれども、当然その前提として、条文の解釈、具体的な事実関係の当てはめの問題でございますから、私はそれがそのまま形式的にすべて七億のリスクを持つて会社を運営しなければならぬというふうな悲観的なことを考えていく必要は必ずしもないんじゃないかというふうに思います。私は、少なくとも会社が事業を展開する以上は、そういうことが排除されるような仕組みは当然会社としてお取りになるというふうに私は考えております。

○大久保勉君 これ、この議論に関しては、国会だけではなくて、ビジネス界若しくはいろんなところで議論されております。非常に良識ある意見としまして、一つ、ホームページにあった意見を読みます。今回の商法改正も大作業で、人間業なんだから、

法務省も自民党も衆議院も見落としがあつてもしょうがないのではなからうか。そこを修正するのが本来の参議院の役割である。参議院、まあ、これは自民党も民主党も公明党も同じだと思いますけれども、参議院幹部も手前みそにも政策に通ずる参議院と常日ごろ言っておられるが、本当にそう思うなら、これこそ参議院の存在意義を見せ付けていい機会だと思う。今までのように役所や党や衆議院に気を遣つて無難に通過させるだけではないのであろうか。我々の真価が問われる。

これは、私の真価も問われますし、皆さんの真価も問われると思います。つまり、これだけ大きな問題になる。このことに対して是非とも火消しが必要です。それは副大臣のリーダーシップだと思います。見識です。これは政治家でしか判断できない問題だと思っております。

続きまして、現実的な解決としまして、じゃ、もし外国会社の三十社が擬似外国会社と思われるリスクがあるとしたら、そこを救済するため何らかの政省令の改正若しくは行政上の修正が必要だと思ひます。このことに関して金融庁はどのようなお考えでしょうか、伊藤大臣。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

先ほど私御答弁申し上げましたように、現在の外国証券会社は商法を含めて日本の法律に従つておるといふことで、現在、擬似外国会社の規定に違反しないという認識の下で登録も行つておるといふこと、そういった認識で私どもはおります。したがしまして、金融庁が今の外国証券会社が擬似外国会社といたことを申し上げた、そういった事実はないということでございます。

今先生の御指摘の、ほかに政省令等についての救済措置というふうな御指摘でございますが、先ほどから法務省副大臣からも御答弁をいたしておりますけれども、会社法のこの八百二十一条の解釈も踏まえまして、擬似外国会社に当たる外国証券会社はないというふうに考えておりますので、そういう意味での政省令等の対応ということ

は私ども現状で必要はないと思っておりますが、いずれにいたしましても、法務省等とも、この規定の趣旨を周知するなど、関係省庁と連携を図りながら、外国証券会社の懸念が払拭されるように適切に対応していきたいというふうに思っております。

○大久保勉君 さっきの答弁に関しては異議がありません。

といいますのは、五月十九日、法務委員会が、この件に関して金融庁に確認します、今回、擬似外国会社とみなされる金融機関は何社ほどあるのでしょうか。鈴木政府参考人の回答は、証券会社でございますが、これにつきましては、現在、支店形態で日本に進出してきているものが四十社ありますけれども、そのうち現段階において外国における営業実態がほとんどないなど、日本において事業を営むことを主たる目的とする外国会社、これは、主たる目的とする外国会社は八百二十一条の一項の定義です、主たる目的とする外国会社であると考えられる会社は三十社余りであるというふうに認識しております。

この認識に對して、変わったんでしようか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今先生の御指摘の五月十九日の私どもの答弁でございますけれども、これは、外国証券会社に対するヒアリングの結果を踏まえまして、各社が擬似外国会社に係る規定について有する懸念の一例を申し上げたものでございます。いずれにいたしましても、先ほど来御議論がおりますように、法務省から、この法規定につきましては、一般論として、現に活動している会社がこのような規定に当たるといふことは考えにくいなどの御答弁をいただいておりますし、そういった観点から、私も先ほど何回も申し上げておりますように、金融庁としてこの擬似外国会社の規定に違反しないという認識の下で登録を行ったということでございますので、私どもとしてはそういう点で問題はないというふうに思っております。

す。

○大久保勉君 一番重要なことは、こういった外国証券会社が民事裁判を受けた場合にどう判断されるかであります。そこに対して一〇〇％安全じゃない限りは東京で営業ができづらくなりま

す。こういったことに質問したいと思ひます。これはむしろ伊藤大臣に質問すべき問題だと思ひます。

金融庁は金融立国を目指しています。市場間競争で勝ち抜き、日本の金融市場を、世界に冠たる金融市場をつくりたいということですから、これだけの品質の市場で世界一の金融市場を目指すことはできますか。もし目指したいということでしたら、どのような改革が必要ですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(伊藤達也君) 金融改革プログラムで私どもが目指しておりますのは、金融立国というよりも、金融サービス立国、その利用者の方々が満足度が高く、そして国際的にも高い評価が得られるような金融システムを民の力によって実現をしていきたいと、そのことを目指した改革プログラムを策定し、公表させていただいたところでございます。

先ほど委員が御指摘がございました五月十九日の答弁も、これも外国証券会社に対して委員が御指摘されている問題について懸念があるかどうかということをはアラインをさせていただいて、そのことに對する答として三十社ということでお答えをさせていただいておりますので、六月九日に答弁をさせていただくように、その懸念だということでありまして、私どもが断定をしてこの三十社が問題があるということではございません。

うに思ひます。

○大久保勉君 これはもう平行線になりますから、別の議論に移ります。

今の議論といひますのは外国の企業にとつて大問題であるということでした。今度は、それ以上に国内企業にとつて重要であると、この指摘は峰崎委員の方からございましたので、これを補足する形で質問します。

実は、先週、今週と、日本の大手金融機関、弁護士事務所、格付機関と打合せをしました。私自身が証券家をやっておりまして、どういうふうな構造になっているかというのは承知しているつもりであります。ある有識者からこういう質問をしていただけないかと、これは金融界にとつて極めて重要な話であるということで、読み上げます。

第八百二十一條の擬似外国会社の規定であるが、例えばケイマンSPC等外国会社を資産保有会社とする資産流動化の仕組みもグローバルスタンダードとして我が国の資産流動化等で多数用いられており、その残高はABCP、先ほどのアセットバックCPのスキームだけで二十兆円も上っている。この二十兆円という数字は、資料2の日本銀行が作り出したABCPのプログラムの表です。これを合計したのが約二十兆です。

実際に、これはあくまでも枠ですから、その中で実際に貸出しがなされておりますのが三月末残高で七兆円ございます。極めて大きい数字です。この七兆円といひますのはどのくらいの数字かといひましたら、これは銀行全体の貸出しが二百兆弱です。ですから、三・五から四％という極めて大きな数字です。

続きまして、このABCPプログラムはいわゆるマルチセラー型で、反復継続して資産がSPCに売り渡されるので、第一項の法案の文言上、これら外国SPCがこの擬似外国会社の規定に抵触することになると考えられ、この資金調達の方法に支障が出る可能性がある。

このマルチセラー型というのが重要です。実際に法制審議会でSPCの議論はなされております

が、いわゆる一回限りの取引が主です。これは証券化市場で約二十兆といひますのが一回限りです。ところが、マルチセラーといひますのは、同じケイマンのSPCを使いまして、何度でも取引が行われます。

具体的には、三月末にある企業が売り掛け債権があるということで、銀行の方と話をして、SPCに売り掛け債権を売ると。そのときの値段といひますのは、実際にその資産を担保にしてこのSPCが東京市場でCPを発行する金利によつてでき上がつていきます。四月になったらまた同じような取引をする。ほとんど毎日こういった取引を行つております。例えば、明日幾らの取引をするか分かりません。そのときの市場若しくは需給によりまして。

このSPCといひますのは言わば会社そのものなんです。ところが、その会社には従業員もおりません。銀行はどうしてこういった取引をするか。これはこのSPCに対してバックアップラインといひものをし出してございまして、そのBISアセットといひゆる自己資本規制上の資産がゼロ％でカウントできますから、非常に競争力のある融資をすることができま

す。いわゆる中小企業にとりましては極めて低い金利で調達できる、そういうニーズに合いますから、中小企業政策の上も極めて重要なプログラムです。

こういった商品をは是非とも伸ばしていくべきだといひのが政府の意見です。これは中小企業庁も推進されておりますし、経済産業省もしかりです。金融庁も恐らくは応援されていると思ひます。こういったものが使われることがでなくなるおそれがあります。これを解釈で、いや、これは反復継続しているのに、いや、継続じゃないということとで、解釈でこの場、お茶を濁して法案通過をしたら、どういふことが発生するか、是非分かつてもらいたいです。

私は格付機関とも話をしました。弁護士とも話をしました。やはりこれは東京市場の信頼性の問題であるし、日本の金融機関が、日本の金融がどういふ方向に向かつていひるのか、これは市場間接金融といひのも大きな方向性です。こういった新しい芽を摘んでしまふおそれがあります。ですから、何れも何れも警告します。是非この点に關して伊藤大臣の御所見若しくは決意をお願いいたします。伊藤大臣も内閣の一部ですから、是非リーダーシップを圖つてもらいたいいと思ひます。

○国務大臣(伊藤達也君) アセットバックコマースハルバーパーのもう実務に精通されている委員の御指摘でございますし、私自身もこうしたものが中小企業を含めた国内企業の資金調達の際に極めて重要な役割を果たしているということは認識をいたしております。

そして、先ほど来、滝法務副大臣がこの会社法の今回御指摘の条文について、その趣旨といひものを重ねて明らかにしているわけでございますので、そうしたことによつて現在活動している外国金融機関等はこれまでと同様に活動を行うことができるというふうな思ひをしておりますから、そうした懸念といひものを払拭をしていくということが重要でありますので、私どもとしても法務省と連携をして適切な対応を取つていきたいというふうな思ひをいたします。

○大久保勉君 単純な疑問ですけれども、どうして修正できないんですか。つまり、分かりやすくしましたら市場は発展します。金融サービス立国として一歩をスタートできます。先ほどおっしゃいました利用者にとつて使いやすい金融市場をつくるのが重要なんでしょう。使い勝手が悪いんです、これは。このことに對して、伊藤大臣、もう一度、これは法務省に任せていいんでしょうか。つまり、自分たちの目標が、ある省庁によつて、それとも少ししたら修正したくないと、こういった思ひでもつて金融サービス立国ができないう思ひがあります。そこに対してどういふ理解か。

○国務大臣(伊藤達也君) 私も閣僚として、内閣の一員としてすべての法案を提出するに当たつて責任を共有しているわけでありまして、内閣の一人、それぞれの所管の中でそれぞれの省がそ

の使命に従って仕事をしているわけであり、この法案についても繰り返し繰り返し委員の御疑問も含めて法務省から、また当委員会においても滝副大臣から御答弁がされているわけであり、私どもとしてはA B C Pの発行が今回の会社法案八百二十一条が設けられることによって阻害されることがないというふうに思っております。是非、民事訴訟で一〇〇%安全じゃないかもしませんが、黒いものをグレーに、グレーをより白くするために是非お力を下さい。

の趣旨について説明がなされているところであり、私どももいたしましては、法務省とも連携を図りながら、様々な関係者の皆様方の懸念が払拭されるように適切に対処をしていきたいというふうに思っています。

の八百二十一条の二項の問題なんですね。したがって、そういうようなことを前提として、私どもは、現行で取引しているものはこれはこの法律によって否定されるものではないと、こういうことを申し上げておりますし、そしてこの法案八百二十一条につきましても、パブリックにかけたときに、この問題については従来の取引を否定するようなことではない方法を取ったということでございます。今申しましたように、私どもはこれはこの法律によって否定されないというふうに結論を持つていくわけでございます。ただ、具体的な、たとえばどのようなものかというものがあれば別でございますけれども、今取引として行われているようなものはこれは触れるものではないと、こういうふうにご意見を申し上げます。

に当たっては、当然、後の付随したような処理についての当然商行為があるはずだと、こういうようなことで、必ずしも日本に限定するわけではないだろうと、こういうことでございます。それからもう一つは……

速記止めてください。

速記止めてください。

○大久保勉君 法務省にお尋ねします。是非、民事訴訟で一〇〇%安全じゃないかもしませんが、黒いものをグレーに、グレーをより白くするために是非お力を下さい。

○大久保勉君 副大臣に質問します。先ほどのコメントは会社法のどこに書いてありますか。

○大久保勉君 私、二つの条文読みましたけど、同じには全く見えないんです。

じゃ、是非、四百八十二条を読んでください、及び八百二十一条。皆さんが分かると思いますが、この条文を見まして。

○大久保勉君 これはある大銀行と話をした経緯です。コンプラ重視ということで法律違反は絶対にして、八百二十一条を見た場合に、本当に文面を讀んだ限りにおいては、ケイマンSPCを使つた証券化が法令違反のおそれがある、一〇〇%問題ないんだつたらそれは取引ができる、ところがグレイだつたらこれは銀行としてできない。私はその認識は極めて健全で、こういったモラルのある銀行員、経営者を目指していると思います。また、そういうことを進められたこれまでの金融庁の実績があると私は評価しております。

○副大臣(滝実君) その前提として少しばかり申し上げたいと思うんです。先ほども申し上げておりますように、このアセットバックCPにつきましても実は法制審でもそれなりの意見交換をいたしたわけでございます。その結果、やっぱりこれはいいんじゃないかと、こういうような結論の中にはあったということとをまず申し上げておきたいと思っております。そして、既に私どもが先ほどの問題についてははるる申し上げておりますように、従来の擬似会社と今回の八百二十一条は基本的なスタンスは変わっていないという前提なんです。

○大久保勉君 ですから、会社法八百二十一条を讀みましても、趣旨の、目的とか設定の目的とか、何も書いてありませんけど、少なくとも、会社法しか、分らない人間に聞いたら、どこを見たら先ほど副大臣が言われたことが書いてあるか、お尋ねします。

○副大臣(滝実君) それじゃ、現行の商法の四百八十二条を申し上げます。「日本二本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於テ營業ヲ為スヲ以テ主タル目的トスル会社ハ外国ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ從フコトヲ要ス」と、こういうものでございます。

○大久保勉君 八百二十一条は日本において取引を継続することはできません。同じじゃないですか。ですから、もう解釈でいろいろしても無理があるんです。さらには、民事訴訟に関して一〇〇%ギャランティーができないと。こういうような体制でいいんでしょうか。

先ほど、最後に締めますけど、私は、私どもの同僚の議員が、参議院はやはりこういう問題があつたら修正する、それが私どもの存在意義じゃ

○国務大臣(伊藤達也君) 繰り返し繰り返しで恐縮でございますけれども、この問題について、一義的には法務省において対応されるべきものと考えております。行政が司法の解釈を拘束することは不可能であると解されますが、御指摘の会社法案第八百二十一条の解釈の明確化を図るなど、できる限り法案の趣旨が明確になるよう法務省としても努められておりますし、また、当委員会も含めて国会の場で繰り返し繰り返し法務当局からこ

似外国会社は基本的には法制的にはウエルカムじゃない。要するに、会社は、やっぱり外国でつくるか、外国法にのっとつてつくるか、あるいは日本の会社法にのっとつてつくつてもいい。これはあんまりウエルカムじゃないというのが第一点です。それからもう一つは、そういうウエルカムじゃない会社であっても、その取引行為についてはこれは無視するわけにいきませんから、会社、法人格を持ったその会社と、それから代表者と、両方に弁済の責任をかぶせようというのが今回のこ

○副大臣(滝実君) まず、先ほどのパブリックコメントというのは、これはもう公表しているわけでございますし、そこに今度の八百二十一条がどういう格好、どういう経緯で出てきたかということとは明らかにしていると思っております。そして、今のこのコマースシャルペーパーにつきましては、基本的に、私、そのときの議論は、コマースシャルペーパー、これは二つ要するに触れない問題がある、こういうふうには私どもは理解しているわけです。その一つは、このコマースシャルペーパーはなるほどそこでもって発行することは発行するんですけれども、このコマースシャルペーパーを発行する

○大久保勉君 八百二十一条は日本において取引を継続することはできません。同じじゃないですか。ですから、もう解釈でいろいろしても無理があるんです。さらには、民事訴訟に関して一〇〇%ギャランティーができないと。こういうような体制でいいんでしょうか。

先ほど、最後に締めますけど、私は、私どもの同僚の議員が、参議院はやはりこういう問題があつたら修正する、それが私どもの存在意義じゃ

ないかと、私はそう思いますし、これは自民党も民主党も公明党も共産党も、すべての会派が一緒だと思えます。是非、参議院として存在意義を高めましょう。これが参議院です。

私はこのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○副大臣(滝実君) 現行商法の四百八十二条を今申し上げましたけれども、これの要するに判例、そして学説、それが要するに今申しました八百二十一条と同じだというふうに申し上げているわけです。これは判例でございますけれども、当然現行法でございますから、現行法の判例でそういうふうなものが出ていますと、そういうふうな解釈されていると、こういうことでございます。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

この証券取引法は、衆議院で継続開示義務違反に対する課徴金制度を設ける修正がなされて、一体のものとして今審議に当たっているわけでございます。衆議院ではこの修正部分についての実質的な質疑が行われておりませんので、何点か御質問をさせていただきたいと思っております。

その前提といたしまして、金融庁としてもこの継続開示義務違反に課徴金を設けるべく制度の在り方について検討すると、昨年末にその旨発表したところでありまして、結果的にこの制度が盛り込まれないで当初提出をされました。その理由は何かということをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(伊藤達也君) 理由は何かというお尋ねでございます。

ディスクロージャー制度の適正性を確保していくためには違法行為に対する適切な抑止が必要であり、海外の主要国におきましても、発行開示義務違反に対する課徴金が存在しているにもかかわらず、継続開示義務違反に対する課徴金が存在していないといった例はございません。こうしたことから、金融庁といたしましては、昨年の秋から継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度の導

入に向け法制面の詰め作業を行ってきたところでございます。

しかしながら、現行証券法上、課徴金は経済的利得相当額を賦課するものとされており、その対象を継続開示義務違反に広げるためには、経済的利得の内容やその算定方法、課徴金と刑事規定との関係などについて十分な検討を行うことが必要と考えたところでございます。こうしたことから、継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入についてはなお慎重に検討すべきと判断をいたしましたので、今回の証券法改正案に盛り込むには至らなかったというところでございます。

○山口那津男君 衆議院の質疑におきまして、この点に対して法制局の山本政府参考人もこのように答弁をいたしております。

現行の課徴金制度というのは、カルテルやインサイダー取引、そういった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為によって得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すということによって、違反行為をやり得になることを防ぐとともに、違反行為の防止という行政目的を達成するというものでございます。このようなものである限り、現行の課徴金制度は、その目的のために必要なものということで、憲法三十一条が規定する適正手続の要請にも合致し、また、その趣旨、目的、手段などを前提といたしますと、憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに理解しております。こう言っているわけでありまして、さて、そこで、修正案提出者にお伺いいたします。

このたび継続開示義務違反によって課徴金を命ずる前提として経済的利得というものがあのかないのか、この点についてどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(早川忠孝君) お答えを申し上げます。

御承知のとおり、現行の証券取引法に規定しております発行開示義務違反に対する課徴金の考え方につきましては、違反行為に伴う経済的利得相当額を徴収するというものであります。これに対して、本修正案において導入することとしております継続開示義務違反に係る課徴金の考え方は、課徴金額の水準の設定に当たって経済的利得をその水準設定の際の考慮要素の一つとして勘案しながら、しかし基本的には違反行為の抑止のために必要かつ合理的と思われる額とするものであります。したがって、本修正案においては、経済的利得の額そのものを課徴金の額とするというような考え方は取っておりません。

以上であります。

○山口那津男君 そういたしますと、現行法、従来の現行法に対する考え方とは異なった作り方をしたということで、必ずしも経済的利得を剥奪するという考え方ではないということだろうと思えます。しかし、また一方で、経済的利得は考慮要素の一つというお話もありました。

そこで、その利得というものをどのようにお考えになっているのか、どのように考慮をされたのか、この点について御答弁いただきたいと思えます。

○衆議院議員(吉野正芳君) いわゆる〇・〇〇三％というのは、有価証券報告書等の継続開示書類に虚偽記載を行いますと財務状況の見掛け上の改善を通じて資金調達コストが低下することが一般的に想定されるところであります。それで、会社の格付上昇による社債の利回り低下幅に係るデータ等を用いて、こうした資金調達コスト低下の株式時価総額に対する比率を試算したものでございます。

○山口那津男君 結果的に三百万円ないしは十分の三という水準というものが出てきているわけでありまして、これが果たして課徴金として抑止力を持ち得るのかどうか、妥当な水準なのかどうか、念のためお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(谷口隆義君) 今御答弁をされていたわけでありまして、まず最初に原則三百万円というのがある、それを超える部分につきまして〇・〇〇三％、株式時価総額の〇・〇〇三％ということになったわけでありまして、

これが抑止力があるかどうかということでございますが、この三百万円につきましても根拠がございまして、株式上場企業の平均的な時価総額が一千三百二十三億円というふうになっております。この継続開示資料を提出しておる会社の中には上場していない会社もございます。ですから、一応一千億程度の会社ということを前提にいたしました。先ほどの〇・〇〇三％を乗じた金額、これが原則三百万円ということになったわけでありまして、それで、山口委員の抑止力があるのかどうかという点につきましては、この法案は二年後に一応見直しをすることになっております。その状況の中でまたこの課徴金体系の全般を見直すということもございまして、まずその状況を見ながら二年後見直してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○山口那津男君 継続開示義務違反で課徴金を課する場合も、課徴金命令にとどまらず刑事告発に至るという場合もあるかと思いますが、その刑事告発をする場合というのはどういう理由によるものでしょうか。

○衆議院議員(江崎洋一郎君) この継続開示義務違反に対しては、従前から悪質、重大なものについては刑事罰が発動されるというわけでございまして。今後そのような違反行為については刑事罰が科せられるということになると思われまして。今回、この刑事罰に加えて、行政上の措置として金銭的な負担を課する課徴金制度を導入したわけでありまして、更に広範に継続開示義務違反を抑止して規制の実効性が確保されることと期待しているわけでございます。

今御質問の、課徴金命令のほか、刑事告発をする場合はどのような理由かということでございますが、これは個々の事例において課徴金を課すか刑事告発を行うかということが決められるわけでございまして、このような観点から踏まえて適切な運用が行われることを期待するものでございます。

○山口那津男君 今御答弁の前段にありましたように、一般的には、課徴金にとどまる場合のみな

らず刑事告発に至るといふのは、やはり悪質、重大性というものが考慮されていることは間違いないだろうと思ひます。その上で、今回、刑事罰との調整規定というのを置いてあるわけですね。いわゆる全額調整ということ、罰金を課徴金から差し引くということにならうかと思ひます。

それで、発行開示義務違反といふのは従前から法定されているわけですが、ここでは課徴金と刑事罰の調整規定を置いておりません。このたび修正をするに当たって、その点は整合性をどのように考えられたんでしょうか。

○衆議院議員(吉野正芳君) 発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして、刑事罰との調整規定はございません。しかし、継続開示義務違反におきましては、考え方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして、違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございます。そういう意味で、継続開示義務違反に関しては刑事罰との調整規定が必要であるといふふうに政策的に考えた次第でございます。

○山口那津男君 また、これは金融庁に伺いますけれども、証券取引法の百八十五条の七の二項で没収、追徴、これと課徴金との調整規定というのがあるわけですね。この考え方はどういう理由になつていふんでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

この四月に施行されました課徴金制度でございますが、これはインサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り、証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的の達成のために証券取引法上の一定の違反者、これは不正取引及び発行開示違反でございますが、に對しまして、その定める手続に従つて金銭的負担を課する行政上の措置といふふうに考えております。そして、その負担の水準につきましては、違反行為によつて行為者が得られる経済的利得相当額といふふうに考えているわけでございます。

そこで、先生今御指摘の調整規定との関係でございますが、この課徴金制度において、不正取引につきましても、その付加刑として没収、追徴が命じられている場合には、違反行為による経済的利得を含めた財産が没収、追徴の対象となつていふことになるものでございまして、この違反行為の抑止のため、更に行政上の課徴金まで課する必要はない、こういった政策上の判断によつて調整を行うこととしたものでございます。

○山口那津男君 今る御答弁をいただきましたけれども、幾つか問題点が出てきたと思ひます。二年後見直しということ、視野に置いているわけですが、是非御議論いただきたいと思ひます。正が行われまして、課徴金の額が引き上げられました。これは言わばカルテル、談合等での不当利得の平均値が八%のところを一〇%に引き上げたわけでありまして、それを超える部分はいわゆる不当利得の剥奪といふだけでは説明し切れないと、こういうことにはなつていふんですが、しかし、経済的利得と全く関係ないかといふと、あくまで平均値の八%ということを一つの基準にしたわけでありまして。

片や、談合に違反した、入札談合に違反した場合に、多くの都道府県の入札制度の中で損害賠償の予定といふことが規定されておまして、これは大部分が一〇%であります。損害賠償の予定を一〇%と規定している。幾つかの自治体ではこれを二〇%と規定しているところもあるわけですが、独禁法の一〇%の課徴金の水準といふものは、それら社会的な実態にかなり近いことを考慮して作られていふことであります。

このたびの修正部分についての先ほどの利得の説明、あるいは三百万円、十万分の三の説明はありましたが、しかし、すべての上場企業が資金調達を借入れによつてやる、有償の借入れによつてやるとは限らないと思ひますし、その水準といふものは経済的利得の実態とは少し乖離があるのではないかと思われるわけでありまして。そう

しますと、その経済的利得を超えて課徴金を課するといふ点につきましては、法制局は、今まで経済的利得の剥奪、それとの結び付きが強いからこそ、その目的のために必要なものといふことで憲法三十一條の趣旨に反しないだろうと、こう言つてきたわけですね。

そうしますと、この修正部分を運用する立場に立つて金融庁がこれを実際に発動した場合に、憲法訴訟を挑まれたときに、果たして本当に訴訟維持ができるんだろうかといふ点も懸念があるわけでありまして。

それから、独禁法におきまして課徴金との調整規定といふのを、刑罰との調整規定を置きまして、これが二分の一の調整になつていふんですね。で、なぜ二分の一かといふ説明について、公取の委員長は次のように答弁をしております。全額でない理由は、全額にしてしまえば、刑事告発といふのは、違反事件の中でも悪質、重大であり、繰り返してやつていふ、けしからぬといふことで告発をするわけ、その結果、有罪になつて罰金が掛かる。その罰金を丸々課徴金から引いてしまつたのでは、その企業の負うトータルの経済的不利益は同じなものでございまして、重大、悪質であろうが、そうでなからうが、課徴金止まりであろうが、経済的不利益は同じといふことでは、刑罰と課徴金といふものを二つ置いている制度の下で、それは不合理であるといふことで全額にしなかつた、こういう説明であります。

この批判は全額調整のこのたびの修正部分にも私は当てはまるのではないかと、こう思われますので、この点も検討が必要だろうと思つております。

いづれにいたしましても、今後の二年間、二年後の見直しに向けていろいろと検討する御決意、これを金融庁長官にお伺ひして、私の質問を終わります。

○国務大臣(伊藤達也君) 継続開示義務違反にかかわる課徴金制度を導入するに当たつての重要な論点について、委員から高い見識から御指摘が

あつたといふふうに思つております。今回、衆議院において議院修正が行われ、そして政府としましてはおおむね二年を目途として課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていふところがございます。

私もどなたもいたしましては、この趣旨を踏まえまして、そして当委員会の議論というものも十分に受け止めながら、実効性ある課徴金制度の在り方について引き続き幅広く検討していきたいといふふうに思つております。

○委員長(浅尾慶一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として島田智哉子君が選任されました。

○大門実紀史君 大門でございます。

今回の法案は賛成でございますので、証取法に關係して、ライブドアのときも問題になりましたけれども、株の大量保有報告書の問題について絞つてお聞きをしたいと思ひます。

これはもういろんな議論がありました。提出時期が余り遅いので、大株主の動向がつかめない、一般株主が様子が見えなかつたといふようなこととか、市場の透明性に欠けるという批判が続いてきたところですし、参議院の三月の予算委員会の参考人質疑でも、ほとんど参考人の方がござつてこの大量報告書の今の制度の問題点を指摘されております。

要するに、今の開示の制度は、一般投資家にとつて大株主なのかといふような情報がいふんなどきに動いてしまつてよく分らない、場合によつては上場廃止といふ問題も絡む、そういう点でタイムリーな開示がないと一般投資家の皆さんが困るんだといふ指摘が参考人質疑でもござつて表明されたところでありまして、金融庁、今どうお考えか、教えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤達也君) 大量保有報告制度、いわゆる五％ルールにおいては、証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者等が他の会社の株式等を保有する場合であつて、それが当該他の会社の事業活動を支配することを目的とするものでない場合には報告の特例が適用され、報告頻度の軽減等が認められているところでございます。これは、これらの保有者が日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行つており、取引の都度詳細な情報開示を求めた場合には事務負担が過大となると考えられることから、特例報告制度の対象といたしていただくところでございます。

大量保有報告制度の在り方につきましては、金融審議会における投資サービス法及びそれに関連した開示制度の在り方に係る検討の中で議論が行われていくものと考えておりますが、特例報告制度の対象範囲の在り方につきましては、証券取引の透明性、公正性の要請と開示に伴う過大な事務負担の回避の要請とのバランスを考慮して判断していく必要があると考えております。

○大門実紀史君 いや、大臣は見直しの必要性を一言で言えば必要あるということでお考えでしょうかとお聞きしているんですけども。

○国務大臣(伊藤達也君) 今お話をさせていただきましたように、この問題につきましては金融審議会でも御議論をいただいているところでございます。この議論に当たりましては、証券取引のやはり透明性、公正性というものを確保していく、その要請の問題と、それと開示に伴う過大な事務負担というものを回避していくことが大きなやりポイントではないかというふうに思います。こうした点から専門家の皆様方から今御議論をいただいておりますので、こうした議論を踏まえて私どもとしての検討作業を進めていきたいというふうに思っております。

○大門実紀史君 是非急いでもらいたいと思うんですけども、今回の改正に出てくるべきだった

と私は思っているところでありませうけれども。現行でもっと厳しく対応すべきではないかと、現行の制度のままでもですね、思うわけですが。

この制度は、提出が遅れているのは、頻繁に発生しています。本来はこの証券取引法違反になるわけですが、よほど悪質な場合以外は立件されないというところで、この義務違反というのは三年以下の懲役又は三百万以下の罰金というふうに厳しい罰則も付いているわけなんです。過去に処罰した例があるのかどうか、教えてもらえますか。

○国務大臣(伊藤達也君) 証券取引等監視委員会が発足した平成四年七月から今日まで証券法上の虚偽大量保有報告書の提出及び大量保有報告書の不提出にかかわる犯則事件はそれぞれ一件ずつ、計二件あり、いずれも平成十二年十二月に告発を行ったと承知をいたしております。

事案の内容は、株式会社東証の株価を騰貴させるため、公開買い付けをする旨の虚偽発表をするのと同時に、虚偽の大量保有報告書を提出したと。株式会社東証の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかったというものでございます。

○大門実紀史君 私の方で調べたところによると、告発は七十三件あったようですが、今おっしゃったとおり二件だけとなっております。なぜこんなに少ないんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今委員から御指摘がございましたように、証券取引等監視委員会につきましては七十二件の告発を行つてきており、そうした活動の中で、大量保有報告書の不提出等についても悪質な事案があれば厳正に対処しているものと承知をいたしております。

今後とも、監視委員会が市場の公正、そして投資家の保護のため、悪質な法令違反行為に対して厳正に対処していくことを期待をいたしております。

○大門実紀史君 フィアリティ投信が、二〇〇一

年の初めに、これは二百四十五件もの保有状況を一遍に出すと。あのときでさえ何の処分もなかったというので、どうなっているのかというのが話題になったことありますけれども、今、この前のライブドアも含めていろいろ状況が随分変わっております。

この前、経済産業省が報告しましたけれども、経済産業省の企業価値研究会がMアンドAの変化について報告書を出しましたけれども、要するにもう十年前とはかなり環境が変わつておりまして、この大量報告制度ができた当時と今の制度ができた当時とかなり状況が変わつていまして、簡単に言いますと、バブルの時期というのは株の、何と言いますかね、買占めですね、買占めが多かつたんですけれども、その後、企業再編の時代が続いて、友好的なMアンドAが続いて、この二〇〇〇年ごろからいわゆる今話題になっています敵対的買収が増えてきたといううなのを、経済産業省も分析しているところであります。

そういう中で、機関投資家の特例ということですが、一口に機関投資家と言っても、今申し上げたようにいろいろにできない部分が出てきておられますけれども、そういう点では、これは村上ファンドの問題が話題になったときに、三月ですけれども、日本証券業協会の会長さんが支配を目的とする買収ファンドなどは先ほど申された特例の対象とすべきじゃないと。あるいは参議院の予算委員会、参考人質疑でも参考人の方が、例えば買収ファンドあるいはプライベート・エクイティ・ファンドなどは当然一般の投資家と同じ規制を掛けるべきだというふうな発言がこの間続いているところでございます。

申し上げたいのは、機関投資家の特例という一くくりにしているだけではないのかと。通常、普通の機関投資家とこういう買収を目的としたファンドというのはやっぱり線引きをすべきではないかという意見が、私だけではなくて、いろいろ今出ているところでございます。

さかのばれば、八九年の証券取引審議会不公正取引特別部会報告に、今後の大量報告制度の在り方について、既にそのときにもう提言がされております。要するに、特例の対象となる機関投資家の範囲については、その実態を勘案しつつ、必要な限定を行うことが適切だというのがもう八九年の段階で述べられているわけです。そして、今そういう時代になってきたという点では、この買収投資ファンドについて線引きをする、機関投資家、こういうことも検討していく必要が私はあると思ひますが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 御指摘のファンドは、ファンドであること自体をもって特例報告の対象となるものではありませんが、例えば、ファンドを運営する会社が投資顧問業者等に該当している場合には、事業活動の支配を目的としている場合を除いて特例報告制度の対象となります。特例報告制度は、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行うという業務に着目したものであり、ファンドであることをもって直ちに特例の対象から除外することには困難な面があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、大量保有報告制度の在り方につきましては、金融審議会における投資サービス法及びそれに関連した開示制度の在り方に係る検討の中で議論が行われておりますので、この議論を踏まえて私どもとしても検討を進めていきたいというふうに思ひます。

○大門実紀史君 とにかくこの問題は早く検討してほしいと思うんですが、ちよつと気になるのは、大臣、先ほどから、審議会が審議会、あるいは専門家と言われますけれども、私、大臣は、それは別に私としてはこう思うと、この間のいろんなこと踏まえて、私としてはこういうふうな、大臣として見直しするなら見直しをやるべきだというふうな答弁をきかちとされるべきだと。審議会は審議会としていいですけどもね。是非その点でそういう決意をきかちと伺いたいと思ひます、この大量保有報告制度の見直しについて。

○国務大臣(伊藤達也君) 先ほど委員から御指摘がございますように、市場をめぐる環境の変化というものは大変激しいものがあります。そうした中で、市場に対する信頼性を確保していくためにも適切なディスクロージャー制度というものをしっかりと確立をしていく、公正な取引が行われるような環境というものをしっかりと整備をしていかなければいけません。そうした私自身も問題意識を強く持つておりますし、金融審議会においても同じような問題意識の中で今精力的に御議論をいただいているわけでありまして、そうした議論を踏まえて、そして私どもとしても検討を進めながら、適切な環境整備、対応というものをやっていきたいというふうに思っております。

○大門実紀史君 是非、大臣のイニシアチフで早い検討と結果を出すということをお願いしたいと思っております。

ちよつと時間が早いですが、終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願ひいたします。

今回の証取法の改正の中で、特に私は最初に差止め命令の積極的な活用についてお伺ひしたいと思います。

今回の改正で、継続開示義務違反に対して課徴金制度が導入されることになり、刑事告発まで至らないような不正行為について行政がより機動的に対処できるようになるというふうに思われます。

そこで、課徴金制度が導入された意義と、その実効性をどのように確保していくのか、伊藤金融担当大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) 立法府の御判断で修正された規定の内容につきましては政府からコメントすることは差し控えていただきたいと思います。また、金融庁といたしましては、ディスクロージャー制度の信頼性を確保していくことは重要な課題であると認識をしており、継続開示義務違反に対する課徴金制度が導入された場合には、国会における御議論を踏まえた確な運用を行い、

ディスクロージャー制度の信頼性の確保に全力を挙げてまいりたいというふうに思っています。

こうした観点からも、今後とも証券取引等監視委員会と連携をして、有価証券報告書等にかかわる情報収集、分析能力の向上に努めるとともに、人員面での体制整備も目指してまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 まず、課徴金という新たな制度が創設されますが、これですべて解決するかと、疑問が残ります。新たな制度だけでなく、既存の制度をもっと積極的に活用していくことが必要であるというふうに考えますが、証取法の百九十二条に、投資家保護のために緊急に必要な場合、行政が申し立てることによって、裁判所が不正行為の禁止又はその停止を命じることができるとある規定があります。

行政が機動的に実行できるかどうかの制度でありながら、この差止め命令の制度はこれまで使われてきたことがないと思えますが、本気でしようか。また、使われてこなかったことについて、金融担当大臣はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、この証券取引法百九十二条に基づく差止め命令でございますが、これまで発動されたことはございません。この制度は、緊急の必要があり、かつ公益及び投資家保護のために必要かつ適当であると認めるときに、証券取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対してその行為の禁止又は停止を命ずるものというところ、そういう制度でございますが、これにつきましては、例えば証券会社等の業者に対する規制の違反というものがあつた場合に、その場合には登録取消しといった監督上の処分による方がより迅速な対応が可能であるということ、さらに不正取引、これは例えばインサイダー取引とか相場操縦だとかということでございますが、そういった場合、それはその対象が今申し上げた

証券会社等の業者には限られないわけでございしますが、そういった業者に限られない規制につきましては、現に違反が行われている時点で違反を覚知をしまして裁判所に申立てをするというのは実際上困難であるといったことがあつたことから、これまで発動されていないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、金融庁としましては、緊要性があり、公益及び投資家保護の観点から必要かつ適当と認められる場合には、この証券取引法百九十二条に基づく差止め命令も適時適切に活用してまいりたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 積極的に利用されていない理由として、例えばその申立てをする者が実際にその市場監視を行っている者ではないことから機動的な対応が取りづらいこと、またどのような場合に申立てを行うかといったその基準が不明確であることなどがあつたと思われまふ。

こうしたことから、その申立ての権限を証券取引等監視委員会に委任するとか、あるいはその申立てを行う場合の基準を明確にするなどの施策を講じていく必要があると思ひますが、伊藤大臣に御所見をお伺ひいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) 差止め命令につきましては、今局長から答弁をさせていただいたように、過去においては発動例はございませんが、金融庁といたしましては、証券会社等に対する監督処分や刑事罰、課徴金等、証取法上認められている他の法的手段と併せて、差止め命令制度も投資家保護を達成するために必要な場合には適宜活用してまいりたいと考えております。

なお、今後、差止め命令について、その適切な活用を困難にしている事情が具体的に判明した場合には、必要に応じて制度上の問題点について検討をしてまいりたいと思ひます。

○糸数慶子君 一昨年の金融審議会の第一期の部会において、この差止め命令については、アメリカにおけるその制度を参考に、行政の判断だけでこの不正取引の差止め、是正を命じることが

ができる制度を創出してはという議論があつたと承知しております。結局はこの議論は煮詰まらなままに今日まで来ているというふうに思われまふが、投資家保護を図って、行政の機動性を更に高めるためにも、こうした制度の導入も必要ではないかと提案をいたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、青山学院高等部の入試問題についてお伺ひしたいと思います。

今年は戦後六十年という節目の年になっておりまして、沖縄では唯一住民を巻き込んだ凄惨な地上戦が展開されたところでもあります。二十万人余の尊い命が奪われた沖縄戦ですが、この沖縄戦の実相を語り継いで不戦の誓いと平和の尊さを世界に発信する慰霊の日が間もなくやってまいります。六月二十三日の慰霊の日には小泉総理も参列されるというふうに聞いております。沖縄県民にとつてこの慰霊の日というのはやはり慰霊とともに平和を発信する月間とも言えるわけですが、こういうふうな時期に青山学院高等部での英語の入試問題の内容が報道されて、沖縄県内では大変大きな問題になっております。

これは元ひめゆり学徒の沖縄戦に対する証言を英文の設問形式にしたテストになっておりますが、この設問の内容は、正直に言うと彼女の話は退屈で私は飽きた、彼女が話せば話すほど洞窟で受けた印象が薄れたと、こういうふうな英文を記述し、それをテストとして出題をしているわけです。

この入試問題で、ひめゆり平和祈念資料館の館長でいらつしやいます本村つる館長は、出題者はこの戦争の悲惨さを分かっているというふうには思ひます。

ひめゆり平和祈念資料館は、よわい八十に届くようなそういう多くの語り部たちが、先生や級友たちの戦争のときの亡くなる状況、それを心を痛めて話しています。それはやはり戦争の実相を体験者として正しく伝えて、戦争を風化させてはいけないというその思いと、そして平和を守り、やはり現実目の前に繰り広げられていくその戦争

第一四三二号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅稻田堤三ノ一七ノ
一ノ一〇三 伊東義昭 外八千五
百十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三三号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 横浜市港北区小机町四三六 飯島
悦子 外八千五百十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三四号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 横浜市旭区白根三ノ一二ノ二六ノ
一〇二 横山昇司 外八千五百十
六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三三三号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市佐野町四ノ二八
東野紀子 外八千五百二十一
名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三六号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市大矢部四ノ七ノ
三 大井茂 外八千五百十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三七号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 川崎市宮前区野川八五九 工藤充
外八千五百十六名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三八号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願

請願者 横浜市青葉区元石川町六、三〇一
ノ六 太田潔 外八千五百十六名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四三九号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 川崎市多摩区中野島三ノ三ノ一
石井利夫 外八千五百十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四四〇号 平成十七年五月二十七日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 横浜市戸塚区原宿二ノ一〇ノ二三
ノ二〇二 田中達也 外八千五百
十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一四八一号 平成十七年五月二十七日受理
消費税引上げなど大増税計画をやめることに関
する請願
請願者 東京都稲城市大丸五三六ノ五ノ一
ノ四一六 吉本哲夫 外千九百九
十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

長引く不況の下、失業・リストラ「合理化」に
よる雇用・生活不安が一層拡大している。加えて、
医療・年金を始めとする社会保障の改悪で、暮ら
しがい追いつかぬ、医療や年金の保険料が払いたく
ても払えない事態が広がっている。今回の年金制
度改革では、財源と称して消費税・年金課税・課
税最低限度額の引下げなどの大増税計画を進め、
保険料の大幅引上げと年金給付額の大幅削減を押
し付け、その一方で法律で決めていた基礎年金の
国庫負担二分の一の引上げは財源不足を理由に
又も先送りしようとしている。年金保険料の大幅
引上げ・給付額の大幅引下げが行われれば、年金

制度の空洞化は更に拡大し、国民の信頼を失うこ
とは明らかである。二〇〇一年八月に国連社会権
規約委員会は日本政府に対して、「年金制度に最
低年金額を導入すること」「男女格差の改善」など
二〇〇六年実施を求めて勧告を行っている。この
ことこそ政府が早急に取り組むべきである。取り
分け、低額・無年金者をなくすために最低保障年
金制度を創設し、だれもが安心して暮らせる年金制度を
確立させることは緊急の課題であり、国民生活を
守り消費を拡大し、地域経済や日本経済を立て直
す道でもある。消費税の増税ではなく、無駄な税
金の使い方を改め、国庫負担を増額し年金制度を
始めとする社会保障制度の拡充を求める。
ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税引上げなどの大増税計画をやめるこ
と。

第一四八二号 平成十七年五月二十七日受理
消費税引上げなど大増税計画をやめることに関
する請願
請願者 東京都昭島市松原町四ノ五ノ七
根本洋子 外千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四八一号と同じである。

第一四八三号 平成十七年五月二十七日受理
消費税引上げなど大増税計画をやめることに関
する請願
請願者 東京都新宿区若葉三ノ三 奈良ケ
イ子 外千九百九十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一四八一号と同じである。

第一四八四号 平成十七年五月二十七日受理
消費税引上げなど大増税計画をやめることに関
する請願
請願者 東京都文京区小石川二ノ一六ノ六
ノ一〇二 柳内末子 外千九百九
十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四八一号と同じである。

第一五四二号 平成十七年五月三十日受理
消費税増税反対に関する請願
請願者 和歌山市吉原七四三ノ一 折口真
紀 外五百四十二名

紹介議員 井上 哲士君

不況・リストラ・倒産による史上最悪の失業
率、賃金カット、医療や年金など社会保障制度の
後退は、家計に重くのしかかり、これ以上の痛み
に耐えられないところまで追い詰められている。
国民の中では、「まず景気回復、そのためには雇
用の確保が緊急の課題」老後、失業、医療などに
かかる将来不安をなくしてほしい。「消費に回
るお金を増やすために消費税の廃止や減税をしてほ
しい。せめて食料品に掛かる消費税はなくしてほ
しい」「税金は、私たちの生活を豊かにするために
使ってほしい」などの声が充満している。ところ
が、この切実な願いに反し、医療費の値上げ、一
層のリストラの推進などとともに、機会があれば、
消費税を大幅に引き上げようとする動きが伝えら
れている。それを許せば、更に消費を冷え込ませ、
不況打開の糸口がより見えにくいものになる。今、
求められていることは「生活費に税金は掛けな
い」「幾ら払っているのか分かりやすい税制にし
る」その上で「並外れた収入のある人など、税金
を払える能力のある人からは、能力に応じて払っ
てもらう」などの税金の原点に戻って、日本の税
制を抜本的に改めることである。
ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税を増税しないこと。

第一五四三三号 平成十七年五月三十日受理
庶民大増税の反対に関する請願
請願者 横浜市旭区中希望が丘一六八ノ一
四 名和幸男 外千五百九十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一六二二号 平成十七年六月一日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂八条二ノ一一ノ

一二 忠海セツ 外千四百四十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二三号 平成十七年六月一日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 岩手県水沢市花園町二ノ五ノ一三

千田耕寿 外八百十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

六月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、庶民大増税の反対に関する請願(第一九〇

八号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九

一十一号)(第一九一二号)(第一九一三三三)(第一

九一四号)(第一九一五五号)(第一九一六六号)

一、消費税増税反対に関する請願(第二〇〇四

号)

一、消費税の大増税計画反対に関する請願(第

二〇〇五号)

一、定率減税縮小・廃止と消費税大増税の反対

に関する請願(第二〇二二号)

第一九〇八号 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪市生野区田島一ノ六ノ一二

山城一成 外五千二百三十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九〇九号 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田南三ノ六ノ一

〇三 根本昌美 外五千二百三十三

七名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一〇号 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府東区網島町八ノ二 松下

和夫 外五千二百三十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一一号 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町五ノ七ノ二〇

六 辻野裕子 外五千二百三十七

名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一二号 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市新庄三六七ノ二三

村上弘子 外五千二百三十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一三三三 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市竹見台三ノ一ノCノ

三三ノ五〇九 遠矢みちよ 外五

千二百三十七名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一四四四 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区淡路三ノ三ノ二三

相原一夫 外五千二百三十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一五五五 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市泉町一ノ一ノ八ノ

四〇二 石田広治 外五千二百三

十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一九一六六六 平成十七年六月八日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 大阪市生野区巽中二ノ一九ノ二二

鈴木延子 外五千二百三十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第二〇〇四四 平成十七年六月八日受理

消費税増税反対に関する請願

請願者 和歌山市太田四三〇ノ七 河西光

世 外三千名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一五四二二号と同じである。

第二〇〇五五 平成十七年六月八日受理

消費税の大増税計画反対に関する請願

請願者 北海道滝川市緑町四ノ二ノ三六

館内進 外六百六十二名

紹介議員 紙 智子君

日本経済団体連合会(奥田会長)が発表した消

費税大増税案は、四人家族の場合、年間八十六万

六千四百円もの負担増となる。この提案は、十一

年間、毎年一ポイントずつ税率を上げ、十六%に

するといふもので、法人税率は大幅に引き下げ、

この提案を支持する政治家には献金するといふも

のである。大企業・金持ちには、法人税率は大幅

に引き下げる一方で、中小企業には免税点の引下

げ、簡易納税制度の縮小など、国民に負担を押し

付けている。一ポイント上げるだけで約二兆五千

億円の増税を、十年も続ければ、日本経済も国民

の生活も不況に沈んでしまう。

一、消費税増税をしないこと。

二、食料品など日用品は非課税にすること。

第二〇二二二二 平成十七年六月八日受理

定率減税縮小・廃止と消費税大増税の反対に関す

る請願

請願者 札幌市東区北十八条東一ノ六ノ八

土門昌一 外二百九十四名

紹介議員 紙 智子君

長引く不況の下で、社会保障、財政再建を口実

に、二〇〇七年度の消費税率引上げがねらわれて

いる。これに先立って、所得税・住民税の定率減

税の縮小・廃止が行われようとしている。定率減

税が廃止されると、年収六〇〇万円の平均的サラ

リーマンでは、五万六千円の増税になる。勤労者

の家計所得が減少しており、これを縮小・廃止す

れば、暮らしも景気も、更に悪くなる。消費税は、

金持ちには負担が軽く、庶民には重い不公平な税

金である。税率引上げは、家計を直撃し、更に景

気を悪くする。社会保障や財政再建の財源は、無

駄な大型公共事業をやめて税金の使い方を変え、

さらに大企業・金持ち減税を改めればつくること

ができる。

一、所得税・住民税の定率減税の縮小・廃止をや

めること。

二、消費税の増税はきっぱりやめること。

第十四号中正誤

ページ 段行 誤 正
六 一 終り 倫理 稟議
一 四 末

平成十七年六月二十四日印刷

平成十七年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P